

鳥取藩領因幡国岩井郡大庄屋中島家「御用日記」翻刻 その二

大嶋陽一¹・四井幸子²・芝田尚子²

A reprinting of "Official diary of Great Village Headmen in Tottori province in the Edo period" vol. 2

Yoichi OSHIMA¹, Sachiko YOTSUI², Naoko SIBATA²

はじめに

本稿は、鳥取藩三十二万石において大庄屋・宗旨庄屋といった郡役人を勤めた浜大谷村(岩美町大谷)中島家が、近世初期から後期にかけて作成した「御用日記」のうち、①正徳元年(一七一二)九月～正徳二年(一七二二)三月分一冊、②正徳二年三月～八月分一冊の計二冊を翻刻紹介するものである。

著者らは、すでに「鳥取藩領因幡国岩井郡大庄屋中島家「御用日記」翻刻その一」(『鳥取県立博物館研究報告』四十九号、二〇一二年、以下「前稿」とする)において、①寛文二～八年(一六六二～八)一冊、②寛文九～延宝九年(一六六九～八一)一冊、③宝永八・正徳元年(一七一二)一冊の計三冊を翻刻しており、今回も前号に引き続き翻刻を行う。中島家や「御用日記」の性格については、前稿において述べたのでそちらを参照いただくことにして、ここでは「御用日記」を読み込んでいく際に必要になるであろう基礎事項、および今回の翻刻分のなかで著者らが興味深いと思うものをいくつか取り挙げ紹介したい。

一 在方役人(藩の役人)

「御用日記」を読み解くためには、鳥取藩の在方支配とその支配機構につ

いて概要を把握していないと、内容を理解することは難しい。そこで、最初に藩の在方支配について概説しておきたい。

そもそも、在方の「在」とは、「町」とされた鳥取・米子・倉吉・松崎・八橋(のち浦富も)を除く場所、つまり「町」以外の地域のことを指す。在方の支配機構は、武士身分である在方役人(鳥取藩士)と農民身分である郡役人(大庄屋や宗旨庄屋ら)、村役人(庄屋・年寄・組頭)によって構成されていた(図1)。

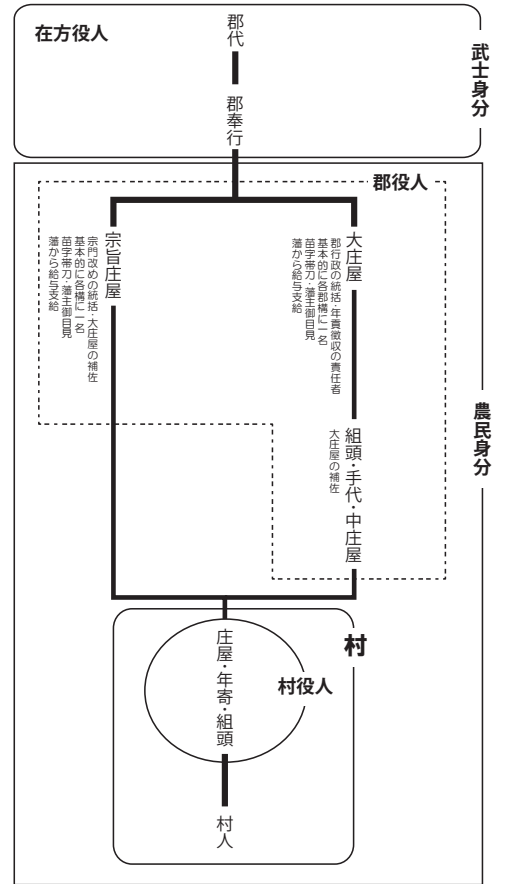
本稿で取り扱う中島家は、七代、約二百年にわたって岩井郡の大庄屋や宗旨庄屋を歴任した郡役人の家であり、本稿が対象とする正徳元、二年(一七一二、一七二二)当時、中島徳兵衛正恒(のち半兵衛正幸と改名)が大庄屋を勤めていた。

在方役人は、郡代をトップとする藩政組織で、郡単位で実務に当たるのが郡奉行であった。その役所は「在御用場」と呼ばれ、当時は鳥取城下の中町の郡代米村所平の役宅にあったと推定されている(後年移転、『鳥取藩史』二巻、一七五頁)。「御用日記」に留められている藩からの書状の多くは、郡奉行からのものであり、そこから郡奉行と大庄屋という郡政担当者間でどのような

¹ 鳥取県立博物館 〒680-0011 鳥取市東町 2-124
Tottori Prefectural Museum, Higashi-machi 2-124, Tottori, 680-0011 Japan
E-mail: ooshimay@pref.tottori.jp

² 鳥取県立博物館 古文書解読ボランティア

図1 鳥取藩在方支配の概要図



りとりが行われていたのかという実態を知ることができる。

本稿で翻刻する正徳元、二年当時の在方役人および勘定所など関係役人は次の通りであった。なお、列記した人物の他にも在方役人はいたが、ここでは省略した。

【在方役人】 郡奉行以上が「士分」、在普請奉行以下は「徒」以下

郡代 米村所平 (八百石)

在御鉄砲改 米村勘右衛門 (二百七十石)

御郡奉行・在吟味役 青木甚太夫 (佐七郎名代)、米村四郎次 (六十俵)

四人扶持、正徳二年まで)、二宮幸助 (六十俵四人扶持)、溝口庄兵衛

(のち軍右衛門、六十俵七人扶持)、松井番右衛門 (五十俵六人扶持)

在普請奉行 松井弥一兵衛 (六十俵三人扶持)、白田安右衛門、藤田八

郎助 (十八俵三人扶持)、遠藤助之進 (十八俵一人扶持)、若林小藤

次 (十八俵三人扶持)、円城寺判平 (十八俵三人扶持)、鈴木源助

(二十俵三人扶持)、野田益兵衛 (二十俵三人扶持)、谷口忠次郎

(十八俵三人扶持)、安達佐助 (十八俵三人扶持)、神崎十左衛門

(二十俵三人扶持)、清水孫六 (二十俵三人扶持)、志村久平次 (十八

俵三人扶持)、林李兵衛 (拾五俵三人扶持)、芝田甚五兵衛 (二十俵

三人扶持)

新田方在普請算用聞 小嶋利兵衛 (二十俵三人扶持)、竹内林次郎 (二十五俵三人扶持)

諸口銭奉行 佐藤多賀平 (二十俵三人扶持)

在方横目 山根幸左衛門 (十五俵三人扶持)、北村吉兵衛 (十八俵三人扶持)

新田方役人 下石二郎兵衛 (十五俵三人扶持)

在方御吟味役下役人 野崎利藤次 (十五俵三人扶持)、秋山半内 (十五俵三人扶持)、岡本平助 (十五俵三人扶持)、小村彦二郎 (十八俵三人扶持)

【関係役人】

勘定頭 朝倉才蔵 (二百石)、梶川惣兵衛 (二百石)、小栗安兵衛 (二百石)、小谷十兵衛 (百俵二十人扶持)、岡島六左衛門 (二百石)

御船手 (海や湖沼を管轄) 梶浦五郎兵衛 (二百石)

浦富加番 入江十兵衛 (一五〇石)

※上記は、当館所蔵の鳥取藩政資料「組帳」(正徳元、二年)および「御支配帳」(宝永七年、正徳四年)を参照した。

二 郡役人(大庄屋・宗旨庄屋など)

次に、大庄屋や宗旨庄屋など郡役人について概要を見ていく。大庄屋は時代によるが、おおむね郡という支配単位の一つ下の行政単位「構」に一人ずつを基本としている。正徳年間の岩井郡は上構と下構の二つの構に分かれており、それぞれの大庄屋は次の通りであった。

【大庄屋】

上構 湯村(岩美町岩井) 難波四郎左衛門

下構 浜大谷村中島徳兵衛(のち半兵衛と改名) ※本日記の執筆者

このほか、岩井郡の構は、享保年間に塩見谷構(南田構とも)という構が一時的に設置された。

大庄屋の職務は、年貢徴収のほか、郡政全体に大きな責任と権限を持つ。その一々について詳述することは今のところできないが、「御用日記」そのものが大庄屋の職務日誌であり、これをお読みいただければ職務の一端は十分にご理解いただけると思われる。なお、大庄屋について興味がある方は、『鳥取県史』および『新修鳥取市史』、『新修米子市史』といった自治体史を

参照いただきたい。

さて、大庄屋ともに郡行政を担当するのが、宗旨庄屋と組頭である。このうち宗旨庄屋は、宗門改め(キリシタン改め)の責任者であり、大庄屋と同じく各郡の構に一人を基本とする。宗門改めで作成される帳面が「宗門改帳(宗門人別帳)」であり、鳥取藩では「根帳」と呼ばれた。「根帳」は、人の出入りを記録する基本台帳でもあり、現在の戸籍と同じ役割を持った。宗旨庄屋は宗門改めのほか、大庄屋を補佐する役目を有した。また、大庄屋は多くの場合、宗旨庄屋の歴任者が勤めることが多く、中島徳兵衛も宗旨庄屋を七年勤めたのち、正徳元年(一七一二)藩の任命によって大庄屋へ就任した。正徳年間の宗旨庄屋は次のとおり。

【宗旨庄屋】

上構 湯村(岩美町岩井) 兵次郎(兵二郎とも)

下構 新井(岩美町新井) 村源蔵

組頭は、大庄屋の補佐役として享保年間に設置された「大庄屋手代」の前身である。各村には庄屋の下に「組頭」が設置されていたが(図1)、その組頭とは異なるより上位の職であった。『鳥取藩史』(二巻、二〇六頁)によると、組頭とは庄屋組合の代表者で、平均八ヶ村に一人の割合で設置され、「組頭庄屋」と呼ばれていたとする。しかし、『鳥取藩史』の記載をそのまま信ずることは難しい。というのも、正徳元年(一七一二)の組頭のひとりである勘七は、岩本村(岩美町岩本)在住の人物であったが、当時、岩本村庄屋は加右衛門という者が勤めていた(『御用日記』正徳元年十月六日条)。また、宝永年間に組頭を勤めた南田村(鳥取市福部町南田)の利兵衛は、のちに中庄屋や大庄屋を歴任していることなどから、組頭は村庄屋よりもう一段上の地域内の有力者であったと考えられるが(当館蔵『源姓中嶋氏諸生伝』巻一)、後考を俟ちたい。

この組頭は、享保十年(一七二五)に廃止され、新たに大庄屋手代が設置される。さらに、享保十三年(一七二八)十月には、手代の中から中庄屋が選ばれるなど(以上『源姓中嶋氏諸生伝』巻一)、享保年間に在方機構の再編が激しく行われた。こうした変遷は、当該期の「御用日記」に詳しく記述されており、この再編過程も後日紹介したいと考えている。なお、参考までに組頭を勤めた人物について寛文十一年(一六七二)と正徳元年(一七一二)をそれぞれ列記しておきたい(出典は当該期の「御用日記」より)。

【寛文十一年(一六七二)の組頭】

細川村八右衛門・小田大谷村六郎右衛門・八重原村久右衛門・岩常村五郎左衛門・本浦住(富)村五郎兵衛・大羽尾村四郎左衛門・白地村加右衛門・高山村彦太夫

【正徳元年(一七一二)組頭】

上構 馬場村四郎平・湯村与一郎・高住村九市郎・長郷村平太夫

下構 岩本村勘七・海士村久左衛門・細川村安二郎

組頭の職務も、「御用日記」に詳しいが、大庄屋の使者として鳥取城下へ向かったり、大庄屋とともに村公事に対応したり、村ごとに割り当てられた藩御用物などを取りまとめ大庄屋へ届けるなど多様であった。

三 今回翻刻した「御用日記」のなかから

次に、今回翻刻した「御用日記」のなかから著者らの関心によって興味深いと思われるものをいくつか選び簡単に紹介したい。なお、当然ながらここで紹介したものが、「御用日記」の記載内容すべてでないことは一応確認しておきたい。

○鳥取城下の大火

正徳元年九月十日、鳥取城下において通称「真教寺火事」と呼ばれる大火が発生した。九月十八日、鳥取藩は大火後城下に他国より盗人が多く入り込み、付火もするという状況であったので、街道筋の村々に「番小屋」の設置を命じている。この時、中島徳兵衛が担当する下構では、陸上・町浦富・岩本・浜大谷・細川・海士・湯山・八重原の八ヶ村に番小屋が設けられ、廻り番として昼夜二名ずつが置かれたことがわかる。また、九月二十日には岩井郡に建築用材として杉材千本の抛出が命じられ、郡内の村々に割り振られている。

翌二年三月一日にも、通称「麩屋火事」と呼ばれる大火が発生している。この時、城下の復旧のため大工が必要とされ、藩は岩井郡の村々にいる大工の数と名前を書き上げるように命じている。

岩井郡は、鳥取城下のある邑美郡に隣接する郡である。このため、大火のような城下の非常事態の際には、警備から再建、人夫の調達まで深く関わっていたことがわかる。

○村々から藩へ納入されるもの

「御用日記」には岩井郡域から藩へ納入された御用物についての記述も数多く見られる。例えば、海産物として、藩主用の御膳塩である陸上村（岩美町陸上）産の塩、江戸時代の鳥取藩を代表する産物である海そうめん（ウミゾウメン、海藻）、つじ油（サメの油）などが目をひく。正徳二年一月二十六日、つじ油四石七斗を藩に納めているが、納入者は田後村・網代村・大羽尾村・岩本村のほか、若狭（現在の福井県）の漁師も岩本村を介して納入しており、サメ漁には他国の出漁者がいたことが知られる。このほか、今回の翻刻分にはあまり見られないが、「御用日記」には当時の鳥取藩を代表する沖漁の漁獲物である鱈しんじに関する記述も多く見られる。

また、鶴（正徳二年三月十二日条）、鴻・青鷺の巢（正徳二年五月二十九日）、鶉、竹木、縄、菰、米など多様なものが御用物として藩へ納入されていた。前稿で翻刻したなかには、隠居中の二代藩主池田綱清が健康のため朝晩用いる桑の葉三分を納入した事例もあった（宝永八年三月十七日条）。

○牧谷蔵王権現

正徳二年八月十一日、牧谷村（岩美町牧谷）にある蔵王権現に他国や他郡から大勢の参詣客が来るようになったことが「御用日記」に記されている。

この牧谷蔵王権現とは、かつて牧谷集落南東の金峯山の山頂に鎮座していたもので、『岩美町誌』（岩美町、一九七一年、七七六、七七七頁）および『鳥取県の地名』（平凡社、一九九二年、八一頁）によると正徳三年（一七二二）別当寺として龍王寺が創建され、藩主の篤い崇敬を受けた。しかし、明治初年に龍王寺は廃され、金峯神社となったと記されている。『岩美町誌』と『鳥取県の地名』両者の龍王寺に関する記載内容は、『因府年表』という後年の編纂物をもとにしており、実際には史実と若干異なっていることが中島家の以下の記録からわかる。

「御用日記」および『源姓中嶋氏諸生伝』（当館蔵）によると、正徳二年の七月ごろより近辺の人々の参詣がはじまり、八月十日頃には他郡・他国より多数の参詣者があったという。そして、翌十一日にそのことを藩へ報告した。同年十一月十九日には、岩井温泉へ湯治に訪れた藩主池田吉泰は牧谷権現に参詣し、正徳三年四月までに参詣者からの賽銭が銀十貫目（約金百六十七両）あまりにもなったという。さらに翌四年より藩主の命により権現堂の建立が

はじまり、享保元年の春に落成した。これと同時に、蔵王権現の尊像が新たに遷座。同年三月十八日に鳥取淳光院（のちの鳥取東照宮別当の大雲院）により遷宮儀式が行われ、同十九日より四月九日まで開帳があった。以後、毎年三月十五日と八月十八日に祭祀を行うように決まった。また、この時、淳光院の末寺として「竹美山龍王寺」が設けられた。これらの一連の動きの中で中島徳兵衛は「世話焼」きをしたという（鐘の鑄造に米一俵を寄進したこと、蔵王権現の宮建立のための奉加帳に序文を寄せたことなどが記される）。

○大谷沢の干拓事業

中島家は代々浜大谷村という村に居住していた。浜大谷村は、現在でも岩美町大谷として存在しているが、この大谷集落の南側にはかつて「大谷沢」と呼ばれた潟湖があった。大谷沢は、江戸時代に干拓され、現在ではすべて耕地となり跡形もない。江戸時代の浜大谷村は、大谷沢新田開発に重要な役割を果たした「新田開発の村」であった訳であるが、藩と農民側の間に立ち開発を主導した家のひとつが中島家であった。その歴史については、詳細を述べるだけの材料と時間を持ちあわせておらず他日を期したいが、「御用日記」のなかに関係記事がいくつか散見される。

今回翻刻したなかでも、正徳元年十月七日条に中島徳兵衛が大谷沢の「流し山（山の土を水で流し池などを埋め立てる方法）」のことを藩に出願していることがわかる。さらに、十月十九日には早くも藩から「流山奉行」として松岡安太夫という人物がやってきている。以降本格的に開始されたようで、初年度の正徳元年だけで、岩井郡内の人夫が延べ二千九百四十四人動員されていたことがわかる（正徳元年十二月二十日条）。

大谷沢の干拓について、中島徳兵衛は郡代米村所平と次のような約束をとりかわしたと前出『源姓中嶋氏諸生伝』の正徳元年条に記されている（傍線部）。

【史料】

一正徳元年辛卯、浜大谷村沢御新田ノタメ、（後書「御郡代」）米村所平殿（分ち書き「後改広次」）御下役御新田方、竹内林二郎殿、御同道ニテ御出被成、平野山御見立被成、谷奥ヨリ流シ山、今年秋ヨリ被仰付、則御下奉行安太夫殿被参候、米村所平殿ヨリ、徳兵衛へ被仰渡候ハ、此池廻り沢之

分（後書「御高上り候へバ」）御為ニナル義ニ候間、其方随分世話致シ開立可申候、御新田開キ段々出来致シ候ハ、其方義追テ宜敷可被仰付候、依之明ル辰年春ヨリ段々開立申候、

意識すると、米村所平は、沢を干拓すれば「御為」＝藩主のためになるので、しっかりと世話して開拓するよう徳兵衛に命じるとともに、新田開発が段々と進めば、徳兵衛のこともよきに取り計らう（「其方義追テ宜敷可被仰付候」と約束した、というものである）。

この話の実否は他の資料から傍証することは難しいが、中島家が二百年にわたって郡役人を勤めることができたというのも、長きにわたる大谷沢の新田開発との関わりがあったことも一因と考えられる。中島家が新田開発に重要な役割をもっていたことは、例えば、十八世紀に大谷沢の開発を主導した鳥取藩士和田家の「御頼」みとして、大谷沢のほか、細川池、湯山池など岩井郡のほかの池の干拓事業にも携わり、和田家の「御家臣」として活動していたことなどからもうかがえる（拙稿「書写狂―中島正之の生涯と知的環境」『アジア遊学』一三五、二〇一〇年、一七三頁）。

おわりに

「御用日記」は二百年にわたる一地域の歴史・文化・自然環境など、多岐にわたる問題を長期的に検討することができる史料群である。とくに、農村に比して史料の残存状況が悪い漁村関係の記事も多く、有益な情報が多い。前稿でも指摘したが、鳥取県内において江戸時代の郡役人の御用留で「御用日記」のように長期間にわたるものはこれまで紹介されておらず、まして翻刻は皆無である。「御用日記」の翻刻作業を行い、広く公開していくことで、鳥取県の江戸時代の歴史像がより豊富になると考えており、これからも労を惜まず地味な翻刻作業を続けていきたい。

翻刻凡例

・史料の解読は、鳥取県立博物館が所蔵する中島家文書「御用日記」をもとにおこなった。

・史料の中に今日の人権意識に照らし差別的な表現が含まれているものがある。しかし、これも含め歴史資料として、差別が形成された経緯を解明し、その正確な理解を得るためには不可欠なものと考え、また人権尊重について考える契機としていただく意味を込め、本稿ではそのまま掲載した。この点について、読者のご理解をお願いしたい。

・史料の解読にあたっては次の要領で行った。

①活字化に当たっては基本的に常用漢字を用い、常用漢字にない活字は正字体を用いた。異体字・俗字等もこれにならった。また、「より」や「して」など合字は一字ずつに直した。

②変体仮名は基本的に平仮名に直した。ただし、助詞として用いられている限り、「江」「而」「之」は漢字を用いた。

③誤字、宛字、脱字、衍字は下記の通りとした。

〈誤字〉用字上の誤記はそのまま記し、右側に()をもって正字を記し、意味が不明確な用字は(ママ)と右側に記した。

〈宛字〉慣用的に用いられている宛字はそのままとし、特に注記しなかった。ただし、それ以外のものは誤字に準じた。

〈脱字〉脱落していると思われる字を□で補い、右側に(脱力)とした。脱落している字がわかる場合は(〜カ)として正字を右側に記した。

〈衍字〉衍字はそのままとし、右側に(衍力)と記した。

④削除、訂正、追加、貼紙等は下記の通りとした。

〈削除・訂正〉見せ消し等の場合、削除前に記入されている文字を(見せ消し「〜」)のように明記した。

〈追加〉追加部分は該当箇所(後筆「〜」、(頭注「〜」)のように明記した。

〈貼紙〉貼紙は(付箋「〜」)のように明記した。

⑤判読困難な場合は、その字数を□□□□のように記入し、右側に(虫損)(欠損)(汚損)(判読不明)等と傍記した。字数が不明な場合は「」とし、右側にその理由を記した。ただし、虫損などで判読が難しい場合でも文字が推測可能な場合は□の右側に(〜カ)と明記した。

⑥押印箇所には㊟と記入した。ただし、押印がなく「印」と記入してあるのみの場合は(印)と記入した。

⑦史料の改行は原文とは一致しない。

⑧句読点は適宜付した。

・解読は、芝田尚子、四井幸子が行い、校訂と解題執筆は大嶋陽一が行った。

正徳元年（一七一―）九月
 正徳二年（一七二―）三月分 御用日記

（表紙）

「正徳元年

万日記

卯九月吉日

明ル辰正月

正恒

（内表紙）

「正徳元年

日記

正恒控

卯九月吉日

明ル辰正月

正徳元卯

九月二日

一 二宮幸助様より御書参候、蔵見村御知行所神戸建右衛門様御跡目未被仰付候故、早米相渡不申様二と被仰下、早速申遣差留申候、尤只今迄ノ八石五斗有之二付、此段御返答ニ御断上候。

同日

一 佐藤多賀平様、小嶋利兵衛様より御書、安二郎組新開帳ハ御請取被成候由、久志羅村ノ帳先月上ケ申、帳御戻し被成候処ニ、其御帳面又差越候へと被仰下、得其意候ノ御返答申上候、尤安二郎ニ申付候。

九月四日

一 湯山村より例年通

流鬮札運上銀三匁
 坂鳥札奉願、則奥書仕遣申候、九月五日運上銀廿目
 明ル辰ノ五月切二払申はづ。

御郡様へ状指上ケ申候。

五日

一 小嶋利兵衛様・佐藤多賀平様より新開荒改帳、来ル十日迄二不残指出申様
 二と御状被下候、安二郎組帳ハ此頃指上申候、久左衛門・勘七組未上申候

二付、早速申遣候。

八日

一 右御同人様より御書、高江村御給人米村善内様
 畑高拾貳石
 高百五石五斗五合
 物成五拾五石

内畑高六斗九升二合

浜大谷村羽田元庵様高 四拾六石八斗七升五合 是ハ不残御蔵入ニ成

物成十八石

右御兩人ノ分、此度減高二被仰付候間、下札控帳も御蔵入ニ成候間、直二申様被仰付候、奉得其意御返事上候。

八日

一 湯山村峠二而、谷ノ貧人八兵衛・分右衛門兩人、九月七日ニ盗ニ参逢、式人鳥取ノ方ニ荷ヲおい参懸り申候所ニとらへ、荷物改申候所ニ、別紙書付之通、九ヶ色盗居申候、彼ノ貧人共穿儀仕候へハ、但州関ノ宮より盗参候由、老人ハ長門国者、今老人出雲国ノ者と申由、湯山庄や八郎左衛門所ニ召連参、盗物ハ取もぎ庄やへ預り、彼ノ盗人式人共ニ但馬ニ又廻返シ申由、八日ニ八郎左衛門断参、すぐニ右ノ書物状ニ添、甚太夫様・幸介様へ御断申上候、先盗物庄やニ預りい申候間、いづかたニも相渡不申様ニ被仰付候、幸介様より八郎左衛門ニ直ニ被仰付候。

一 入江十兵衛様より被仰下候は、八日之朝早天ニ参り申候人十人御用之由被仰下候ニ付、式人牧谷、式人小羽尾、式人大羽尾、四人くかみ村ニ申付候、十兵衛様より被仰下候は、河内守様九日。

九月十日

一米村勘右衛門様御頼之鱈、使町浦留清左衛門ニ持せ遣進上仕候、大鱈壹本、小しいら老本代三匁六分、則状ニ添上ケ申候、皆済。

一 九月十日ノ夜五ツ半時より、鳥取出火大火事、明ル十一日四ツ時迄燃申候、真教寺より出火、それより若桜町・知頭海道・鹿野海道士手迄、立町四丁目通、魚・新町通、にかい町通、本町通、四通燃申候、町ノ分御城ノ分、志町残り申候、然所十一日ニ早速組頭不残庄や召連罷出申候、未火止不申上候、村々ニ而人夫四、五人ツ、達者成ル者召連罷出候様ニ申触候事。

九月十三日

一 鶺鴒殿和泉様・御親父様・長静様家内不残、岩井ニ御入湯被遊、私宅へ御寄被遊候、福庭只之進様御供、二而御越被遊候、御家礼へ不残喰ヲ出、酒も出

申候、尤長静様・同御娘子様へハ肴上ケ申候。
一甚太夫様より御書、此度鳥取大火事二付、在中より渡世ニ売申竹木、御指
図可被遊二付、其内鳥取二指出、売不申様ニ、急度指留候へと被仰付候、
早速組頭衆ニ申付候、尤奉得其意候、御返答申上候。

十五日

一御同人様より御書、前書之通鳥取出火大分焼失二付、竹木作廻人鳥羽屋太
郎兵衛・木屋太右衛門兩人ニ被仰付、常ノ直段ニ式、三割宜敷買申候間、
外壳不仕ほとノ材木ニ而も鹿野橋ニ而、右兩人ニ相渡売申様ニと被仰付
候、尤竹木買置ノ者共内証ニ而しめ売、高直ニ仕候ハ、急度曲事ニ可被
仰付由、村々庄(庄屋)や衆書物取置申候、合力ニ遣候竹木ハ我等共手形ヲ遣申候。

九月十六日

一此度鳥取大火事二付、盗人諸方より入込申候由、村々吟味仕、尤非人頭申
付廻し、堂・宮・塚穴等迄吟味仕、捕申様ニ被仰付候。

同十八日

一浜大谷村与左衛門子平次郎、(西郡・池田清忠)河州様新御小人ニ出申度由願參、奥書仕遣申
候。

十八日 池谷村十郎兵衛同断ニ願上ケ、運上百目ニ被仰付候。

一陸上村多市郎新酒屋願、則書物指上申候、御返事ニ御運上百目出候様ニ
と被仰付候、弥同心ニ候ハ、御指紙可被下由被仰付候、廿日ニ罷出御断
申上、七拾五匁ニ御極被下、則御差紙青木甚太夫様より被為下所持仕(申)候。

同日

一御兩人様より御書參候、牛銀返上、来月十日限ニ急度相濟候様被仰付候、
米ニ而返上ハ相場四十五匁ニ相立、追而平相場ニ差引可被下由被仰付候、
其後又鳥取火事焼失二付、大小豆売(兼)かね申由、左様ニ候ハ、十月十日限ニ
半分、廿日切ニ半分相濟申様ニ仕候へと被仰付候、同十一月廿日ニ、牛銀
米立直段五十目ニ御定被成候也、二宮幸介様より御書被下候、村々ニ申渡
候、以上。

九月十八日

一二宮幸助様より御書、鳥取大火事二付、他国より盗人大分入込、火付も有
之由、鳥取町中殿敷御吟味二付、在方(忍び)のびい申由、往還筋村々ニ番小
屋仕、有形成ル吟味致させ候様ニと被仰付、則下構ニ而陸上・町浦留・岩

本・大谷(浜大谷)・細川・海士・湯山・八重原八ヶ村ニ小屋がけ申付いたさせ、触
下中村々不残廻り番二仕、昼夜式人ツ、付置申候、十一月二日ニ番人御免
被遊由、幸介様より私ニ直ニ被仰渡(掛)免し申候、其(掛)□□□□いまだ相勤申
候、壹里四方いまだ御出無之由。

九月廿日

一銘々兩人御用ニ鳥取ニ罷出申候、米村所平様先月江戸ニ御越被遊候処ニ、
殿様より在御仕置惣御受持被為仰付候由、御鉄砲又拾挺御預り被遊、今
三十挺也、御歸り被遊候ゆへ御悦申上候。尤御勘定場も所平様御作廻ニ成
り申候。

一浜大谷村より鳥取ミそや勘兵衛ニ、材木三十本・竹八束合力ニ遣申度由願
申二付、聞届手形遣申候。

九月廿日二出 主従

一宿泊り 二 廿一日朝ハ中嶋氏ニ而たべ歸り申候。

同日

一米村四郎次様より被仰付候、久志羅村より毎年おとろ(柴のこと)御取被遊候処ニ、当
年いまだ前被遊置候(掛)□□通(掛)り相濟不申由、早速持參候様申付候へと被仰付
候。

同日

一溝庄兵衛様よりおどろ(柴のこと)式、三荷持せ越候へ、よきおどろ(柴のこと)ニ候ハ、追而取
申可旨被仰付御頼被成ゆへ、奉得其意御返答申上歸り申候、今日持せ指上
可申候。

九月廿日 御郡様より銘々直ニ被仰聞候。

一鳥取大火事焼失二付、当郡ニも杉木千本被申付候、尤殿様より御合力ニ被
遊候、九月廿三日ニ御普請奉行平野伝右衛門方ニ被成御座被召寄、但道中
召連參相渡し村割仕候、百本宇平組、百本与一郎組、七十本九市郎組、
百三十本平太夫組、五十本勘七組、八十本組久左衛門組、百八十本安二郎
組

内百九十五本式尺廻り

惣合 六百五十本

同式百六十本壹尺五寸廻り

外二三百五十本御普請奉行様ノ作廻ニ而御立山より出ルはづ

合千本此度当郡より鳥取へ出申候。

右御立山二而御伐ら七被下候、三百五十本御立山二無之由、助之進様より被仰、組合二割符被成候、其儀ノ割符

四十五本久左衛門組、五十五本安二郎、五十本平太夫、五十本九市郎、六十本与一郎、六十本宇平、三十本勘七

大羽尾・田後・網代・岩戸獵舟二而廻し申候、助之進様より御作廻也。

九月廿四日

一河州様(池田清定)、来ル廿七日(湯村)岩井二御入湯被為遊二付、当郡御伝馬ノ内九疋、廿六

日晚二鳥取二参着仕、馬割御役人高木伴蔵様へ相断り、荷請仕候様二と被仰付、湯村二而三疋・両浦留二而六疋、合九疋遣申候、尤宰領人ハ湯村より参申候。

廿五日

一青木甚太夫様より御書、明廿六日(岩井)二湯村二河州様御入湯二付、前日御越被遊候二付、村々人足之事被仰付候、則申付、奉得其意候御返答申上候。

廿六日

一甚太夫様湯村へ御越遊、私も御供仕、湯村二(虫類)越申候。

廿七日

一河州様(池田清定)、岩井二御入湯被為遊、御郡奉行青木甚太夫様、并在御普請奉行遠藤助之進様、私・湯村四郎左衛門、并同村兵二(岩井)郎・新井村源蔵・御茶屋守平兵衛、湯村ノ下ノ川原迄御迎二罷出申候、御條目有之候、御郡様ノ御手形無之候へハ、村送り夜中明松出し申儀、御法度二被仰渡、下々へ申渡候、銘々羽織二立付二而御迎二罷出申候。

九月廿八日

一町浦留大工善四郎より鳥取山はなや庄兵衛火事二逢、材木大小百十七本合力仕度由願参候二付手形遣申候。

同日

一湯山村与三兵衛より鳥取合力仕度由願申候故、手形遣申候、材木式十本、竹十四束(程)と(虫類)申候。

同日 湯山村茂兵衛分二付手形遣候。

一浜大谷村(織造)かち三右衛門より鳥取本魚町とうふ又兵衛二、材木大小三十五本、竹八束合力仕度由願申故、手形遣申候。

同日

一御郡奉行青木甚太夫様、鳥取へ御歸り被遊候。

九月廿八日

一式百五拾目(銀告)かち三右衛門より立銀二請取申候、大谷村牛銀返上。

内式百廿目請取

同三十目ハ前(銀)せに両度二被渡候。

九月廿九日

一小木材木廿三本、陸上村次介・長介より、鳥取嶋や次郎兵衛二合力二遣候、手形遣申候、火事二あい申二付、今日二遣申候。

同日

一小木材木十三本、木さお三束、陸上長介より四丁目(鳥取川端四丁目)がミヤ彦兵衛二合力二遣申候、手形遣申候。

同日

一材木拾七本、木さお壹束、陸上村三郎右衛門より四丁目(鳥取川端四丁目)わたや彦兵衛二合力遣、手形遣申候。

一河州様、御入湯二付、往還筋村々二明松寄申覚

四十挺岩本 八十挺大谷 八十挺細川 六拾挺海士 七拾挺湯山

右(虫類)より西ハ塩見谷二申付候、東ハ勘七組二申付候、委細組頭中より割符出させ候様二申渡候。

九月廿九日

一明松四十挺、陸上村より持参請取申候。

一材木大小九拾本、岩本村太郎兵衛、又但馬二方郡清留村与右衛門兩人より鳥取知頭海道本屋庄助火事二逢候二付、合力二遣申度由願二付、手形遣申候。

九月廿九日

一佐藤多賀平様・小嶋利兵衛御兩人様より御状被下候、改帳面二而可差越候様二と被仰付候。

十月三日

一大小百十七本、大谷村七郎兵衛より鳥取山はなや庄兵衛二合力遣度由、手形遣申候。

十月三日

一(分力)百六十八匁七五り、矢谷村勘七より牛銀返上二付、為則請取、手形遣申候。

十月三日

一 鶴殿長静様御入湯御揚り被為遊、私宅へ御寄り被遊候、御家臣其外へ吸物酒出申候、羽織頂戴仕候、女共二御菓子被下候、尤御樽被下候。

一 青木甚太夫様より御書、牛銀今月十日切二不残返上仕候様二前廉被仰付候所二、鳥取町大分焼失二付、大小豆売もの末々下直迷惑仕候由、御聞届被遊、十日切二〇分、〇日切二半分、皆済仕候様二被仰付候。

一 村々大小豆下直二而迷惑仕候ハ、大庄や手前二預り置、御断可申上候、追而迷惑不仕様二被仰付可被下由被仰付候。

一 式拾五匁平野小次郎、四拾式匁式久志羅八郎兵衛、廿五匁岩本村忠四郎、右ハ河州様御小人道中二而、拝借銀取立越候様二甚太夫様被仰付候、尤森川栄介様より御郡様当ノ御書付参候、其銀子二相そへ御用場二返上申様二被仰付候、御小人宿々二払わせ候様二被仰付候。

十月七日

一 入江十兵衛様より被仰下候は、河内守様町浦留へ九日二被成被為遊候二付、遠見御番所へ参り申候人十人御用之由被仰下候、尤前も右之通二候間、八日之朝早天二参候様二被仰下、式人牧谷、式人小羽尾、式人大羽尾、四人両くかみ村へ申付候事。

十月二日 来年より麦年貢ハ壹畝二式合ツ、ニして一ばい二被仰付候。

一米村所平様当郡へ御出被遊、高山村二而被仰渡候。

一 殿様、旧年御屋敷破損仕候二付、今年御高二式歩通り御借り被遊候間、百姓中得其意申候様二被仰渡候、下構高・開高共二御物成引高ハ御免被成候引申候

合八千八百七拾四石九斗九升五合 此米百七十七石五斗指上候。

十月五日

一 河州様、御入湯二付、御買遣橋本七太夫様より四郎左衛門二御内意被仰聞候由、前御入湯之時大庄やより御着指上申候御日記二有之由、此度ハ指上不申哉と御家老・高原佐介様・御用人松浦清右衛門様・御小取次平田作右衛門様被仰候由、七太夫様四郎左衛門迄被仰聞候、四郎左衛門より被申越、

十月六日私湯村二罷越、私鯛五、四郎左衛門大鯛壹両人着指上申候、尤六日ノ晚二私・四郎左衛門兩人、又ハ宗旨庄や兩人・湯庄や与八郎・御茶屋守平兵衛・村庄や惣兵衛以上七人、次ノ座敷二而此度御入湯ノ内、御用聞

源三郎・かき番五左衛門以上合九人、御料理被為下候、尤上下二而罷出申

候、袋足もはき申候。

十月九日 河内守様、湯村御茶屋二而、私・湯村四郎左衛門兩人御目見被為仰付、殿様ハ二間二被遊御座候、三ノ間入口迄罷出、御目見へ仕候、御取

次ハ平田作左衛門様被遊被下候、尤独礼申上候、御郡様前も御窺ノ為二以飛脚申上候、又首尾好御目見仕候段も以飛脚申上候、
宗旨庄や衆も御着上ケ申儀、願被申候へ共、埒明不申候。

十月六日

一 甚太夫様より御書参候、岩本半兵衛・庄や加右衛門出入、明晩於御用場御用相済可被下由被仰付候。

一 半兵衛・加右衛門出入、所平様・御郡様方御聞被遊、追放人半兵衛立歸りとやかくと申段、前代未聞と被仰付、吉成村二又入籠被仰付候。庄や加右衛門、又組頭勘七、去冬之作廻前代未聞、岩井二又入籠被仰付候、加右衛門ハ入籠申付候、勘七八組頭二而候へハ、只今御所務二取込申候二付、

何共勘七籠舎被仰付候而ハ私迷惑仕段、達而御断申上候へハ御聞届被遊、御所務相済内、籠舎閉御免被遊候、尤庄やより出し申候目録、半兵衛より指出候帳面指上置申候、岩本庄や二八年寄兵右衛門、当分申付置候、明ル

六月十二日二、加右衛門因幡老国御追放被仰付候。

一 去ル六日二甚太夫様より岩井二、秋山半内様被成御座候、此所又ハ私へ被下候御書おそく相届申内二而、何時二村々請取申哉吟味仕候様二被仰付、庄や衆吟味仕候処二、其御書六日ノ昼ノ八時半時二浜坂村より湯山へ持参、請取、すぐ二細川二遣申由、七つ時二細川二請取、浜大谷二七時半時二請取、大谷よりすぐ二湯村二もたせ遣申由、則湯山より書付ハ甚太夫様へ上ケ申候。

一 牛銀返上十月十日銀半分、廿日銀半分皆済仕様被仰付、六貫六百七匁分九リ二使久志羅村善兵衛二而返上仕候、則御請取手形有之候。

一同四貫二三百九拾四匁五分、同十日二私持参払申候、

払合拾壹貫四匁五分

元り拾壹貫六百拾五匁也、本拾貫百目
指引六百拾匁五分米立二成り申候、此米十三石式〇四〇四十五匁かへ。

十月十日

一塩見谷より御蔵御用二うな竹持参仕候へハ、入不申由、御請取不被成旨断参候ゆへ、此方二預り置申候、則書付有。

一うな苧荷竹壹束、矢谷より後二うけ取。
十月七日

一浜大谷村内平野ノ前沢流山、村より願書物出、十月七日私持参上ケ申候。
一宿十月七日二罷出、式半〇〇〇〇夜ル御歸り申候。

一小栗安兵衛様より荒金炭廿駄内十駄ハ急二指越くれ候様ニ安二郎ヲ以御頼被下候、十一日二四郎左衛門二頼申候。

一田後村吉留隋立老より葉御頼二付、四十安二郎組、三十久左衛門組、五十勘七組二頼遣申候。〔(空白)〕廻し申候。

一十月十一日、河州様岩井より御湯湯被為遊候、私・四郎左衛門太庄や兩人宗旨庄屋や兩人・御茶屋守以上五人、湯村之下ノ川原迄御見立二罷出申候、宗旨庄屋兵二郎・源藏兩人十一日ノ朝、御茶屋に而御目見へ仕候、私共御目見へハ九日二被仰付候、以上。

十月十三日

一遠藤助之進様よりなわ武束申付候様ニと被仰下、内壹束ハ勘七組二申付候、メテ壹束ハ安二郎・久左衛門兩人二申遣申候。

十二日前後

一前二書付有之候、塩見谷より預り置候から竹五十本結竹ノ内壹束、助之進様より御用二入申由被仰下候ゆへ相渡申候、又三束十四日二町浦留ノ者ニ相渡し申候。

十月十四日

一清兵衛・源兵衛・惣右衛門・五右衛門、右之者共八郎左衛門詫言ニ参申候、浜湯山ニ而分左衛門・与三兵衛・次郎左衛門・伊左衛門・七郎右衛門・与一兵衛右之者共参申候。

十二日ノ御書十四日晚二助之進様より被下、拜見仕候

一幸介様より御書、御膳糲摺当米式石、小豆式斗右預ケ申様ニと被仰付、四郎左衛門方二預ケ被申候様ニ申遣候、上構ニ不残預ケ申候。

十六日

一栗谷へ御引足、足立勘四郎様より御扶持方米通被下、御蔵ニ而通二仕くれ候様ニ頼被下候。

十六日暮六つ半

一佐藤太賀平様・小嶋利兵衛様より御状参候、新開帳急々差出候様ニ被仰下候。

一小木十五本・竹廿四束、岩本村久松与左衛門より鳥取しまや二郎兵衛二合力仕候手形遣申候。

一小木三十本・大羽尾村佐平次より鳥取上四丁目大工□□二合力仕候、手形遣申候。

十月十九日

一海士村平兵衛と申者、造酒正様へ新御小人二罷出候、請人三九郎・庄や久左衛門書物奥書仕申候、浜崎七左衛門様当。

一十月十九日二罷出申候。〇〇廿日二四歸り申候、兩人共二出申候、我預金蔵召連出申候。

一牛銀払付、指引廿日二仕候、前二書付有、尤別帳有、上下払残り銀八百十七匁五分此米十七石四斗四升二手形上、春上ケ申証文二引替申候。

十月十九日二

平野流申候

一当村沢流山下奉行(見せ消ち「野崎与次兵衛」松岡安大夫兩人被参候、廿五人ツ、組合二割申候、大谷より外二五人ツ、出申はづ割控有。

一廿日安二郎組より初、十月廿四日、廿五日久左衛門組、安二郎組十月廿四日、十一月朔日、同月十四日、廿五日、十二月朔日

十月十八日

一新開帳、多賀平様へ上ケ申候、尤惣目録もそへ上ケ申候。

一四郎左衛門より当春御下札清帳調くれ被申候、三匁七分紙代二遣申候。

一福松屋喜兵衛紙取申候

一六束久左衛門 九束安二郎 十束勘七

十月廿日

一矢谷村御給人三村六郎左衛門様・戸田清兵衛様・馬場村御給人大口茂兵衛様、右之衆中式つ成り払置候様ニ、多賀平様より被仰付候。

十月廿二日 御郡懸帳二具二入、別二有。

一廿三匁七分壹り、当春岩本御蔵ニ有之大豆、鳥取二廻し申様ニ御蔵奉行様より被申、舟にて勘七作廻仕廻し申候ニ、くがミ村小平宰領ニ参、水主ハ岩本喜左衛門兩人世話也、大豆払申候高ニ割申筈ニて、次介より出し候書

付ハ、四郎左衛門へ遣申候。

一多賀平様・利兵衛様御兩人ノ御状、御勘定切より今日ノ内ニ平帳遣し候まゝ、其元致し候ニ罷出候様ニ被仰下候。

十月廿二日 甚太夫様より御書

一町浦留根帳ノ名長太郎と申者、多田半左衛門様供ニ而江戸へ参、九月廿九日欠落仕候由、依之若立帰候ハ、早速御注進申上候様ニ被仰付候、尤根帳も消候へと被仰付候、私・源藏兩人ニ被仰下候。

同廿三日 四郎左衛門・私兩人状ニして

一湯山八郎左衛門・岩本加右衛門御なげき、多賀平様・小村彦次郎様御兩人へ御取合、御郡様へ被仰上被下候様ニ頼進之申候、御返事有。

同日 甚太夫様より御書、夜ル五つ頃ニ御書参候

一湯山庄や・年寄、此度急度可被仰付候へ共、清源寺様御法事其間も無之ゆへ、入籠御免被為遊由被仰渡、廿四日ニ出籠致させ申候、尤八郎左衛門・伝三郎兩人共ニ、御役儀其まゝ被仰付候。

同日

一町浦留村ニ居申候おむろや次郎右衛門、御郡中庄や毎日御普請所ニ相詰申様ニ被仰付、庄や名代ニ二郎右衛門頼、六月六日より相勤十月廿日迄相勤申候、老日老式分ニ仕、以上日数百三拾二日、此代銀百五拾八匁四分村

割符書付也、内八十八匁六分上構、同六拾九匁八分下構、此方より前二借七月式十六匁借勘七出ス、米四斗日々や七郎左衛門出ス、勘七組ハ右ノ銀指引仕ルはづ、安二郎組より老儀此方ニくれ、残ル分おむろやニ相渡様ニ申渡候。

十月廿四日ノ甚太夫様より御書、廿六日ノ朝ゆ村前より参申候。

一造酒正様御膳米当式石、岸本庄介様御差紙参候、甚太夫様より被仰付候ハ、私共預り手形二仕、大谷四郎兵衛様・山本甚介様当二仕、急ニ指越候様ニ被仰下、十月廿六日手形仕、四郎左衛門ニ遣申候、村々割符別帳有。

十月廿六日

一番太郎町浦留村ニ居申候、高左衛門家敷地年貢七升三合之由、下構高二懸ケ遣申候、則庄や五左衛門より書出し申候。

十月廿六日

一御小人拝借矢部喜兵衛様より之御書付被下候。

廿七日 暮六つ梶浦五郎兵衛様より御書

一田後村より去十一月二梶浦五郎兵衛様より御誂ニ而、鰯廿枚、其時ノ庄や

権藏より指上申所ニ、尔今代銀不申参候由、如何様ノ子細ニ而不申越候哉、急度相尋売上共ニ差越候様ニ被仰付候、奉得其意、御返答廿七日暮六つニ申上候。

同廿八日 幸介様より御書

一御勘定場平帳参候、不審之儀候ハ、無遠慮申越候様ニと小山七郎左衛門様よりも御状参候、上構ノ分書写、四郎左衛門へ遣申候。

一江戸御番ニ御越候御侍方老つ成ノ御書物。

十月晦日

一蔵見村より新御小人二勘七・仁右衛門兩人罷出申候、造酒正様へ罷出、浜崎七左衛門様当ニ奥書仕、遣申候。

同日

一左近村新御小人平八・弥兵衛兩人、造酒正様方ニ出申候、右御同人様当ニ奥書仕、遣申候。

十月晦日

一御伝馬ニ参候書付此通四郎左衛門へ書付遣申候、同四郎左衛門より書付有。

一十一月朔日罷出二〇〇二日四歸り申候。

一陸上塩御入米三拾石、此塩五百俵、御横目吉田藤兵衛様・半兵衛様へ御兩人之御請取差紙十月二日御勘定仕候、小山七郎左衛門様御請御勘定場御蔵ノ内ニ而仕候、尤塩御勘定ハ十月晦日限ニ而之由被仰付候、当年ハ左様ノ様子も不存間、二日ニ御勘定仕候前ニ、御郡様へ御窺御勘定場ニ罷出仕廻申候、又御郡様へ御断仕申候。

一造酒正様分ハ、米拾石、塩百六十六俵式斗六合、瀧三郎右衛門様御請取手形御勘定所大谷四兵衛様へ参、私共手形ニ引替もらい申候、十一月十九日埒明申候。

一造酒正様塩御入米拾石、去冬借請塩百六拾六俵式斗六、瀧三郎右衛門様御請成御差紙被下候二付、前有之通造酒様御勘定場ニ而私共預り手形ニ引替申候、十一月九日。

十一月三日、四日ニ御帰

一佐藤多賀平様、大谷村流山御見分ニ御越被遊、西谷より峰がなる二井手ヲ掘、ミねがなるより前沢ニ流山被仰付、御下奉行半太夫殿三日ニ被参、五日より御勤被成候、多賀平様も私宅へ御泊り、四日ニ御歸り被成候、浜大

鳥取県立博物館研究報告 Bulletin of the Tottori Prefectural Museum 50, March 30, 2013 ©鳥取県立博物館 Tottori Prefectural Museum

谷村二而廿人、細川二而五人、岩本二而十人、毎日出申候様ニ申付候、御蔵米御用四斗入壺儀、人夫三十五人ニ被成被下候、すぐニ御年貢ニ立申候前ニ書付有之、平野流山ノ人夫十人割込、半太夫殿方ニ出し申様ニ申付候。

十一月四日 幸助様より御書

一大豆六歩通払候様ニ被仰付候、御蔵高二六分通払候様ニ組頭衆ニ申付候。

栗谷御引足人

一足立勘四郎様より四人扶持方、九月・十月・十一月・十二月分、大・小四月分式石三斗六分扶持升也、納ニして、扶持升ニ九六ヲかけ申知也、式石式斗六升五合岩本御蔵より御請取被成分ニして、栗谷より米請取申度由被仰下、皆々ニ仕進之申候、則式石式斗六升五合岩本御蔵通ニ付被下候、通八十一月十日勘四郎様へ返し申候。

十一月十日

一矢谷村藤次郎、造酒正様新御小人ニ罷出、奥書認申候、尤七左衛門様ニ頼状も添遣申候。加路ノ者ノ替リ之由。

十一月十一日

一岩本餅米拾式儀、御蔵へ払申度御願申故、岡本加吉様・石原儀太夫様御兩人宛手形出申候。

十一月十一日 十日ニ相果申候

一網代与三左衛門舟、沖ニ参候処ニ難風ニ逢、六人乗不残相果申候、則宗旨庄屋新井村源蔵御断帳ニ而、御郡様へ御断申上候。

一田後破船ノ口上書

十一月十三日夜ル五つ幸助様より御書

一所平様より被仰付候、式歩懸米・夫口・糠藁繩代共ニ取立申様ニ被仰付候、尤請作ノ儀作徳有之分ハ地主より出スはづ、宛下ケニて作らせ申分ハ、当出人出はづニ被仰付候。

右同紙ニて

一御給所御直納米之事、去年迄ハ御給人より御直納手形参候へハ、大庄屋手前ニ請込置、御勘定ニ相立申候、今年ハ左様ニ不被成、御勘定場之直り差紙参候様ニ被成候へは、御給人へ返し申様ニ被仰付候。

一十四日夜ル九つ過、小山七郎左衛門様より御書、小嶋利兵衛様より上包被成被下候一南田村石黒左衛門様、又ハ小田大谷村大橋清右衛門様御兩人ノ平シ御直

納違直り差紙参申候、以上。

十一月十五日

一湯山村忠三郎と申者、造酒正様新御小人ニ罷出、差紙奥書遣申候。

十一月十五日

一四石五斗壺升（見せ消ち「六升」）式合

湯山村勘定ニ立遣ス
中嶋喜平次・龍石寺・かち三右衛門・日々や七郎左衛門
以上四人より講出米私取かえ遣申候
壺石壺斗式升八合ツ、

十一月十五日二宮幸介様よりノ御書

一造酒正様御小人御給銀又書付有之、浜崎七左衛門様御書付、瀧三郎右衛門様・山本甚介様・大谷四郎兵衛様奥書ニ而参申候、合八十日廻り申候。

十一月十五日

一溝口庄兵衛様より御暇被下候岩本村庄吉、鈴置善右衛門様へ奉公ニ有付申処ニ、庄より請込、網代寺ノ寺判遣不被申由、子細吟味仕候様ニ被仰下、則庄や兵右衛門呼、吟味仕、御返答春□申上候御書並返答書右帳ばこ入有。

同日
一佐藤多賀平様・利兵衛様より御状、荒起卯ノ年ノ起、栗谷右勘七組不残不

参由被仰下候は、組合ニハ卯ノ起ハ無之候。

御小人拝借銀請取覚

十一月十二日

一五十目 内廿五匁千右衛門・廿五匁茂左衛門分庄やより請取

十一月十六日ニ請取

一五十目式分 廿五匁日々や作兵衛・廿五匁平野甚三郎分

十一月廿二日

一六拾九匁五分五厘五毛甚介 三十五匁九兵衛

同日

一廿五匁久二郎 三口合百廿九匁六分 内五十式匁壹分包□□申候。

十一月七日

一三十七匁八分大谷九郎兵衛夫銀請取申候、久四郎分
惣合式百六十七匁三分五厘五毛 大谷よりうけ取申候、

内百目前ノさん用ニ入申候、一十式匁六分甚三郎分請取
 ×□分式百目前ノ内ニ入ル

十一月十八日ニ罷出式 十九日四 廿日式 帰り申候。
 十一月十八日

一御取立目録指上申候

同日ニ勘七組新開帳・荒起帳、安二郎荒起帳・別帳、御物成引帳不残上ヶ
 申候、竹内林二郎様へ相渡し申候。

一六百八十疋人 平野安太夫殿ニ、十一月廿一日迄米日用被遣候由、書付被
 下候。

十一月廿一日

一浜崎七左衛門殿(殿)より御小人連判銀ノ書付被下候、不残浜大谷合百十三匁四
 分也、作兵衛・九兵衛・善三郎・甚三郎合四人、別紙七左衛門様書付有。

一三匁五分 小村彦二郎様へ塩老俵陸上より調進之申候、(陸上)くがミニハ四匁代
 遣可申候、五分我等并可申候、彦二郎様より請取申候。

十一月廿六日 佐藤多賀平様より御書

一酒運上、并大納戸ニ払来候運上銀、来十日限ニ御用場ニ払付候申様ニ被仰
 付候。

十一月廿八日

一廿六俵(箱)かり米

右八浜大谷村より御年貢ニ払差越、大原儀太夫様・岡本加吉様当ニ出ス。
 廿九日

一八俵 右同断、餅米手形 岩本村分手形出ス。
 陸上塩手 (九石六斗御用場)

一御入米三十石 御表様分 (十石 造酒正様分)

九斗六升 森宮右衛門様分(見せ消ち「九斗六分西野与介様」)
 六斗 渋谷藤兵衛様分 九斗六升広沢十兵衛様

壹石式斗 湯村四郎左衛門分 小村彦二郎様
(廿) 壹石四斗四升 近藤直右衛門様

十二月十五日被仰付候 十二月十五日被仰付候

四斗八升 青木甚太夫様分

一岩本御蔵岡本加吉様・大原儀太夫様より御状被下候、直納目録急ニ仕くれ

候様被仰下候

十二月二日

一三俵 餅米御蔵払手形出、浜大谷村分

岡本加吉様・大原儀太夫指上(縁取)

十二月四日

一陸上次介指引、廿六匁五分塩代、内十式匁六分九り御伝馬銀二引、同六匁
 四分大豆使二引、メテ七匁四分一り勘七ニ相渡し申はづ。

十二月八日晚七つ善二郎持参申候

一御勘定所小栗安兵衛様より矢谷御給人請合直納ノ直り御差紙参候。
 十二月九日 私持参払申候

一四百六石式十八升壹合 御支配切手 御郡様へ払付申候。

一十二月九日、御場(御取)ニ罷出申候、宿払ノ書付、勘七組ニ取申候、紙代三十目
 迄払、過銀七匁七分福松や喜兵衛ニ預置有之候、春ノ遣もの調くれ申はづ

也。

同日

一流山日用役米三十石分御年貢ニ御立被下候はづ。
 十二月十日

一酒運上払付、目録此通払付申候。

前後九日

一七百七十五匁五分 岩本勘七より請取
 内三十目ふく松や紙代勘七分我等取かへ払付遣申候。

メテ七百四十五匁五分御支配買遣又
 御支配ニ五十九匁式分ニかへ遣ス、勘七手形ニ立遣申候。

十二月八日

一三百目 細川庄(庄屋)や彦右衛門より請取
 彦右衛門手形ニ相立遣申候、直段五十九匁式分かへニして。

十二月九日

一本浦留新(箱)がり三年符四百七十三匁壹分式り
 外二利銀式百十式匁十九分

二口合六百八拾六匁式り、十二月九日私持参、御用場ニ銀ニ而払付申候、
 御請取手形ハ不被下候、残り銀ニ証文仕候様ニ被仰、朱書甚太夫様ノ御手

被遊被下候、前ノ証文御返し被下ゆい付置者也。

十二月十五日

一四斗八升 青木甚太夫様 壹石四斗四分 近藤直右衛門様

右ハ陸上塩手御入米借くれ候様ニ被仰下借申候、近藤様ノ分ハ北村彦三郎様より御頼被下候、得其意上申候返答仕候。

十二月十五日

一御勘定場より直り御差紙参候、梶浦五郎兵衛様・佐久間市兵衛様・山脇勘左衛門様・山下武兵衛様・池田日向様・大橋十右衛門様・野々村茂兵衛様・上山進右衛門様・広沢七兵衛様・村上市兵衛様、右之直り御差越参申候。

同日

一佐藤多賀平様・小嶋利兵衛様御兩人より粟や古物相調くれ候様ニと御頼被下二而、庄屋源蔵へ申遣、十八日ニ持参上ケ申はづ。

一佐久間甚介様ニ本浦留喜左衛門子御奉公仕い申由、請状ノ儀御頼被下候故、右之喜左衛門呼寄申付候所ニ、彼ノ子六助と申者、当春仁二郎より帰り申候へ共、親ノ方ニも不参、給米少もあてがいに不申候ニ付、得請状不仕と断り申二付、十二月十七日大谷夫右衛門ニ請状ノ案文甚左衛門様へ御返状進申候、尤右之通御返答ニ申上候。

十二月十七日使大谷村夫右衛門

一十三三三三三 御小人拝借銀払目録大谷ノ分

内三十七八分彦三郎分、夫右衛門ニ取かへ払遣申候。

十二月十八日

一四十壹分七分 牧谷平左衛門より請取

内廿八分式り(見せ消ち「六分八り」) 牧谷銀払内三三分久次郎分

×十七分六分八り(見せ消ち「十三分六分八り」)之過銀

岩本勘七指引二入。

十二月廿一日

一十九分七分 岩本勘七より銀請取

一三十七分五分 組合銀払追而指引見可申候

内六分(錢)

十二月十九日

一岩本御蔵かざり物御郡中割符書付

内下構松八本大谷 同六本町浦留 四本本浦留 四本牧谷

ミのぐミ岩本 大根十式本小羽尾 うちら白陸上

右之通下構より申付候、十二月廿三日頃ニ持参候様ニ申渡候。

十二月廿日

一流山御下奉行松岡安太夫殿・山本半太夫殿御兩人共ニ、廿日ニ御歸り被成候、遠藤助之進様より兩人衆御預り被成候流山入用ニ古板松ニ廿九枚預り申候、即十五枚安太夫殿・十四枚半太夫殿へ預り手形進之申候。

同日

一安太夫殿御使被成候人夫、御郡中惣方千六百六十六人三分

一半太夫殿御使人夫御郡中合千式百七十八人壹分

人夫惣合式千九百四拾四人四分也

此米三拾三石六斗五升

御郡中割符ノはづ

そうじノ覚

一四十六日 半太夫殿十一月三日より十二月廿日迄

一六十式日 安太夫殿十月廿日より十二月廿日迄

一平野こや(小屋)二人夫三十六人入申候

外こなわ(小屋)・わら

一大谷こや(小屋)二廿九人

同断 右浜大谷よりまかりない申候。

十二月廿二日佐藤太賀平様より御状ニ被仰下候

一諸運上不残来ル廿五日切ニ、在御用場江払付候様被仰下候。

同日御同人様より

一大納戸江払付之諸運上も今年より不残御用場へ払付候様被仰付候。

十二月廿三日

一三十五分

舟運上銀払付申増田伝兵衛様御請取手形

一四十三分あじろ舟運上銀、辰三月十一日払手形有。

一青木甚太夫様へ以書状申上候、高江御給人米村善内様畑高十石当夏御蔵入

二罷成候所ニ、御給人より御勘定場へ御断被成候由二而、十石分ノ大豆六

分通り、御蔵分ヲ御給人様へ御請取被成候由、此段御断り御窺申上候処ニ、

甚太夫様へハ不申来候故、不聞届候由、御返書被仰下候。

十二月廿五日

一四十七匁九分

かち三右衛門二相渡ス

内廿四匁七分

久四郎へ相渡り分遠藤助之進様より銀請取ノ替り払渡也

同三匁七分

牧谷よりあぶら代此方へ銀請取置分三右衛門より参ル

はづ也

メテ廿目七分一りうけ取済

十二月廿六日

一二宮幸助様・青木甚太夫様より御書、此度御家中、并在・町為御救諸口銭運上御免被遊候、然共古来より御取被成候酒・塩・米津出し等、只今迄之通被召上候、尤在中請帳付候諸運上銀は、只今迄之通被召上候間、左様ニ被相心得、御郡中江可被申触候、不審之儀候ハ、可被相尋候、為其如此候事。

十二月廿七日

一つのし油之事、此内二有り。

奉願覚

私儀、当御年貢米四合不足仕、□々(出掛)かりかえ(替え)払立申候、就夫、此度自分林して谷と申所、長サ四十間横三十間之間之雑木立山ニ売申度奉存候、宜様ニ此段被為仰上可被下候、奉願上候、以上。

左近村山主 伊兵衛

庄屋 甚右衛門

正徳元年

年寄 伊平二

卯十二月廿七日

徳兵衛殿

右之通(奥)お(奥)く書出ス

今日差上候当

十二月廿七日ニ青木甚太夫様裏書被遊被下、廿八日ニ左近ノ使ノ者ニ相渡し申候、甚右衛門方ニ遣ス。

十二月廿八日

一八匁七分 矢谷勘七ニ相渡ス、御給人代指引、給所指引帳ニ有。

一御郡様より両浦留年符不埒之由ニ而、小原弥平太殿・福庭只之進殿より通二而引申由申来候、いか様成儀ニ□様子申越候ハ、あなたへ御返答可被遊由被仰付候、外ハ不残済、甚右衛門手前ハ当春河田八之進殿御請合ノ様子申上候、又御返事参候。

十二月廿九日

一岩本御蔵かざり物ノ内、竹□五束・才木七本不宜仕候由、岩本庄(庄屋)より被申越候、上構ニ而出申はづノ処ニ候へ共、間ニあい不申候故、才木七本ハ大谷ニ申付候、竹ハ町浦留ニ申付候へと組頭迄申遣候。

十二月廿五日使大谷次右衛門

一百五拾式匁八分七厘

下構敷運上

忝り上ケ申やく(約束)そく也

一八十六匁

陸上・長谷山札銀

二口合式百三拾八匁八分八厘

内式百廿四匁八分八厘 十二月廿九日使大谷次右衛門へ□□由、佐藤様御請取申候

メテ十四匁

当秋法美郡奥谷へうな竹廿八束払、中川平左衛門様・木村分五郎様御請取手形取立申候

辰ノ正月十三日御勘定場ニ持参相渡申候。

辰ノ正月五日

一千馬銀・大豆夫銀百目壹分四郎左衛門より。

正月十日

一猶村太門様御切手式拾石壹枚・式拾俵壹枚、合廿八石、しかのや仁右衛門より請取申候、岡本加蔵様当方ニ参候付、則岩本蔵書かえニ遣申候。

一南田村藤兵衛より御支配五石四斗九升九合請取、御地頭石黒左衛門様御皆済状参さし引致過上、四升六合過上有り、重而藤兵衛へ渡スはづ。

正月十一日

一佐藤太か平様へ式俵之御支配式枚、壹俵之御支配四枚合八俵也、久四郎へ(持たせ)もたせ遣申候へハ、十俵之御支配壹枚被下候、内式俵ハ塩手米之当テニ被下候。

同日

一御支配三石式斗馬場村宇平手前より買調申候
此代銀式百壹匁九分八厘六十目六分(替え)かへ

正月十四日二宇平二相渡し済。

正月十二日

一貳百十六匁四分

与一兵衛より請取

御支配六石借申代三百八十目貳分五リノ内ニ請取申候。

尚々、メテ百六十四匁貳分五リ不足

一貳百六十九匁

包、牧左衛門・安二郎二相渡ス。

外ニ五分六リ(錢)に

合貳百六十九匁五分六リ(厘)

御小人代借銀払付遣候。

正月十二日

一五俵御支配切手壹枚中嶋様より請取申候。

一十五俵貳斗七升九合中嶋様より御支配請取申候。内七俵貳斗久四郎御礼

米、四俵貳斗講米二引、さし引メ三俵貳斗七升九合中嶋様へ戻し候はづ。

正月十三日

貳俵中嶋様より御支配請取申候。

(付箋)「中嶋氏江かへ米合三石九斗五升四合俵ニシテ九俵三斗五升四合

内三石六斗二月廿九日ニ御切手相渡ス

メテ三斗五升四合不足、別二指引此内ニ有

町五左衛門指引

一貳石九斗貳升六合

内七俵中嶋氏へ払渡ス

メテ壹斗貳升六合、五左衛門へ相渡スはづ」

喜平次より御取かへ切手合拾俵貳斗七升九合

内九俵三斗九升八合御切手十枚十六日ニ戻ス

メテ貳斗八升壹合

外ニ貳石壹斗貳升六合、半六過米此方へ預り置候中嶋氏へ相渡候様五左衛門申候

合貳石四斗七合

内貳石四斗七升九合御切手正月廿二日ニ相渡ス

正月十四日

一八匁壹分 夫左衛門ニ相渡ス

内七匁彦右衛門ニかし

メテ壹匁壹分夫右衛門ニ取かへ

九斗六升久四郎より御支配請取

内四斗(参考)左衛門払立過

同壹斗五升中嶋当次米

同日

一三十五匁四分五リ久四郎ニ相渡ス

外ニ四分五リ歩銀遣

メテ四斗壹升

此代廿五匁六分

一三十五匁九分銀相渡ス

同日 一四匁五分七日喜右衛門ニ相渡ス

二月十二日晚入用ニ

同日

一佐藤様より運上書付被下候。

同日 鳥取ニ而政右衛門ニ指引仕候

御伝馬増銀四十匁貳分壹リ(四郎左衛門)

一五十式匁

湯村正右衛門へ相渡ス

内 四十九匁四分四リ御伝馬増銀米

右之通指引相渡候。

二而被下候故、四郎左衛門ニ六

十目切手相切ニ而銀相渡申候。

外ニ壹匁九分右同断御懸り、此

御残り同壹匁貳分半内様へ遣申

さかな代ノ内

正月十二日御用場ニて(在御用場)

一五百六拾六匁六分六リ(厘)

四郎左衛門預り置申候

卯夏出申候千本ノ材木代、野嶋利藤次様より請取申候、四郎左衛門ニ相

渡置申候。

内貳匁七分馬場宇平より出し申はづノ由。

正月廿一日

一六俵七升九合

御勘定所より請取

柏木藤兵衛御支配ノ内

小山七郎左衛門様より

中嶋氏へ相渡ス

正月廿六日 青木甚太夫様より

一つのじだべつ其外きも指上候事、御免被遊候而、つのじ油四石七斗被仰付

候、御書有。

御割符覚

一 式石八斗 田後 一 七斗五升あじろ^(網代)
一 七斗 大羽尾 一 式斗 岩本

四斗五升 わかさ獵師二舟三艘参候壹艘二付壹
斗五升ツ、

右之通二割符申付候。

外二きも七はね田後二申付候、御侍様方より御頼、同五はねあじろ^(網代)与市兵衛二頼申候。

一 辰ノ正月八日ニ鳥取ニ罷出、鳥取御蔵書替共仕、十三日ニ御勘定仕候、御勘定御銀小山七郎左衛門様・御横目佐藤儀助様御勘定頭小栗安兵衛様・小さん^(算)用西村定六様・木間太助様右之通り申候。

一 高江御給人米村善助様ニ、大豆六斗高江より払置申候へ共、御蔵へ払わせ候様ニ被仰付、正月十二日ニ御蔵へ払わせ申候。米ニして四斗式分七升^(替え)かへ也。

内四斗八正月十四日御支配切手組頭久左衛門へ相渡し申候。

ㄨ 式升

一 正月廿一日ニ於御勘定場ニ、御料理被為下候、廿二日ニ所平様^(米村)より御料理被下候、廿三日帰り申候。

一 御用場御下役人様方より九万疋油御頼被下候書付也。

あじろ^(網代)・田後・大羽尾ニ申付候。

正月廿五日夫七郎

一 三百七斗八分 包銀中嶋喜平次殿へもたせ遣申候。^(持たせ)

外二、十三斗四分豆板二月廿九日ニ相渡ス。

同八分九^(厘)り買遣申候。

合三百廿式匁

内三百十八匁、当春福庭只之進様より御取かへ^(替え)被下候ニ返し申候。

ㄨ 四匁中嶋氏へ預ケ置申候。

一 細川村四郎右衛門娘、鳥取古大工町竹野や妻ニ遣申度由願申候、遣申候諸道具、正月廿三日ニ鳥取より帰りニ立寄改申候、其後竹野平助より諸道具請取参申候。

一 当年御普請奉行白田安左衛門様、当郡御勤被成候。^(正徳元年)

一 卯暮分酒運上払御手形

内式百廿五匁鹿野や仁右衛門 百五十目山田や半六

百八十五匁五分くりや源蔵 同七十五匁花や勘兵衛
合六百三十七匁五分御手形有。

卯ノ年分ニ辰正月十二日

一 私手前扶持給三石ノ内、壹石四郎左衛門方ニくれ候へと被申候故、夫人共ニ壹石分遣申候、則四郎左衛門請取有。

一 当村去冬流山被為遊、少ニても入申候付開申様ニ被仰付、奉得其意候、然共毎日打開申儀ニ御座候故、たべ^(食べ)申喰無御座候、何とぞ御米御借被遊宛被下候ハ、難有奉存候、随分開可申上候、本米ニて式、三年内ニ返上仕候様ニ奉頼上候、右之通宜様ニ被願上可被下候。

夫右衛門事

一 三石 清十郎

一 三石 与兵衛

一 三石 三郎右衛門

一 三石 仁三郎

一 三石 孫介

一 四石 六郎右衛門

合拾九石

右之通奉願候、以上。

辰正月十日

浜大谷村庄や

久四郎判

大庄や徳兵衛殿

右ノ願二月十二日ニ指出御聞届被遊被下候、竹内林二郎様御取次、甚太夫様御聞届被遊候、廿石御借被遊候。

○一宿泊り閏正月八日ニ罷出、同廿三日ニ帰り申候

以上主従 十五泊り 三十七匁五分

外二久四郎、九日ノ晩より十三日晩迄以上七度たべ^(食べ)申候、此外中嶋氏はなしニ被参候へ共、入用として四匁五分喜兵衛ニ遣申候、御勘定い^(祝)わい酒代式匁六分^(厘)之由、書出被申候へ共、四郎左衛門兩人として七匁五分指遣申候。

辰正月廿六日

辰正月廿六日

一 三石三斗五升式合、浜大谷村より□ずし彦兵衛取次ニて子ノ暮和泉様より借り米、其後三年符ニ相成、卯ノ年分払御手形有之候、本十石五升五合ノ三ツ割也、小泉弥平太殿請取手形参申候、中嶋喜平次殿御せわ^(世話)ニ而払申候。^(正徳二年)

辰ノ正月ニ改ル

一 六拾目八分

兩浦留御伝馬主ニ相渡申はづ也

指引有り

御伝馬増銀ノ割も此内ニ有、前二四郎左衛門より書付被越候ハ違有之二付、此通又書付取り七日ニ任り申候、六匁五分五厘四郎左衛門より請取過。

(見せ消ち)

「同月改ル 此書付惣割申候

一御伝馬御郡二割申分、九十八匁九分 (内五十五匁九分九厘上構)

(同四十三匁七分七厘下構)

九十八匁九分ヲ御伝馬ニ参候馬数ニ割付、ゆ村より十式疋参候、兩浦留

より十六疋、合廿八疋参候、壹疋二付、三匁五分三厘三式毛二当ル、上構

十式疋ノ分、四十式匁三分八厘

一五十五匁壹分九厘上構高懸りニ而取立ル

内四十式匁三分八厘湯村馬持ノ分引

メテ十式匁八分壹厘此方へ参ルはづ、いまだ参不申候。

卯ノ分ニゆい付

前二渡し請取手形有、六十三匁相渡し申候。」

二月三日

一甚太夫様・幸介様より御書、来ル六日ノ朝之内御役儀ノ誓詞被為仰付候

間、五日ニ罷出候様ニ被仰下、五日ニ指出申候、六日朝長郷集人請取ニ而

誓詞仕候、当郡ニ而私・新井村源藏兩人罷出申候。

○一二月五日ニ罷出 式六日式 帰り申候。

同日

一当年御家中在町共ニ奉公人不自由ニ付、居懸り奉公人其まゝ居候様ニ被仰

付、則御書出参申候、然ハ御同地指支戻し申さで被成者ハ、其段申通返

シ申様ニ被仰付候、我が宿ニ引込申儀ハ御法度ニ被仰付候御書出有、御本

書ハ湯村ニ遣申候。

二月十日

一式石八斗式升御勘定場ノ御書違有之由、小山様より御状被下候。

一式石四斗七升九合 あまり切手有。

一五斗式升壹合

(国府主膳様御取過、四郎左衛門立違被致候、内四斗八分四合八庄や給、同三升七合八銀子ニ而主膳様よりうけ取被申候。)

合三石

内式石八斗式升右之違ニ相立ルはづ

メテ壹斗八升過上 (内 壹斗四合徳兵衛過上米

同 七升六合四郎左衛門過上米

右之通四郎左衛門ニ書付遣候。

二月十三日

一造酒様御内伊藤広介様より御書、陸上塩未進有之、前役瀧三郎右衛門様へ

庄やより差出候手形有之、三月切不残払可申有之候由、急ニ不残払わせ

候様ニ被仰下、則其御使くがミニ被参候故すぐニ添状遣申候。

一卯年分津出御運上立不足取立申定

一十式匁七分五厘 小羽尾権兵衛改候分、米津出四十式俵半ノ分、壹

俵ニ付、三分ツ、取候由、居組もの。

田後平兵衛・彦二郎兩人改ノ分、塩七十壹俵ノ口

錢、但壹俵ニ付壹分四厘、但馬浜坂弾十郎より取候由。

一五匁六分壹厘 右兩人改分、しいら三十三貫目ノ口錢、但し十貫

目ニ付壹匁七分ツ、但馬豊岡善二郎より取候由。

一十壹匁 右兩人改分、しいら六十四貫四百目ノ口錢十貫目

ニ付壹匁七分ツ、越前権十郎より取。

一四匁式分 右兩人改、しいら式十四貫七百め、十貫目ニ付壹

匁七分ツ、此分網代村ニ而改候由、越前仁太夫。

口錢田後兩人分合三十目八分壹厘、此銀子二月廿八日ニ佐藤多賀平様へ払

御手形御勘定場ニ持参任、瀧源介様へ相渡又はづニ而候所ニ、小山七郎左

衛門様被成御座候故、札渡置申候。

卯ノ五月十四日

一四匁八分 米十六俵 浦留 佐左衛門改 但州居組村伝藏

同廿一日

一七匁式分 同廿四俵 同人改 同村与左衛門分

六月八日

一三十九匁六分 同百三十式俵 同人改 高山村十四郎分

同十八日

同十八日

一四十五匁 同百五十俵 同人改 湯村宇郎左衛門
御運上銀合九拾六匁六分差三百廿貳俵、町浦留佐左衛門改分也。

二月十四日朝夜之内八つゆ村参候

一但馬浜坂浦へ破艘船壹艘、并死人壹人十三日朝上り申由、浜坂大庄やより
四郎左衛門方迄飛脚差越申候、十四日朝夜八つ時湯村より被申越、すぐ二
鳥取へ御注進申上候、尤浜坂状もそへ上申候、溝口様・松井様へ、溝口様
より御返事有。

一五百六十三匁九分六厘

外式匁七分

馬場宇平より野崎理藤次様へ指引有之由、宇平より出し被申候は、
り合五百六拾六匁六分六厘

内百廿六匁八分

四郎左衛門へ遣被申候、政右衛門請取有。

一材木指引メテ百七十七匁六分貳厘 三月廿三日使湯村中瀬や平次郎へ相渡
申候。

たつ三月廿三日

一福谷忠助様より御下奉行ノ相夫奉公ニ、本庄村甚助と申者御召抱被成候
由、請状判形取越候様二被仰下、則請人仁左衛門と申者、寺ハ新井村永明
寺式通共ニ、二月廿日二仁左衛門へもたせ進之申候。

二月十九日

一御勘定所御役人永見平吉殿より御状・請状式通参候、岩常村甚六と申者、
本庄村八介と申者以上式人、御勘定場ニ御奉公有付申由、請状ニ判形取指
越候様ニと被仰付候。

一五匁四分、池野院より預置候二月十八日五十遣せに、此七に三月五日成就
返し申候。

二月廿日昼九つ時、牧谷村伊三郎と申者ノ女、久松庄左衛門方ニ去秋より
奉公仕罷有候処ニ、かみそりヲ以、ひいヲかき、自害仕仕候、同暮六つ時
ニ新井村源蔵見届ニて埒明不申由被申越候ゆへ、我等早速久松へ参、様子
見届申候処、いまだ死切不申ゆへ、早速平野村豊岡一庵へ頼療治仕候、尤
夜ル四つ過二溝口庄兵衛様・松井彦右衛門様御両人様へ久松よりすぐニ以
飛脚御注進申上候、自害人物ハ持不申候。

右自害仕候様子ハ、去秋より此女と久松庄左衛門と不儀仕、くわいたいニ
罷成、二月初二八産(見せ消ち「子ヲおろし」)仕候由、然ル所ニ実男伊
三郎呼付、とやかくと申候所ニ、牧谷庄や・町浦留庄や・岩本庄や・同村
組頭勘七迄承届、あつかい米式石庄左衛門より出し無事ニ相濟候所ニ、二
月廿日ニ彼ノ女、庄左衛門より召連させ牧谷へ遣シ、伊三郎へ相渡し申筈
ノ処ニてい申候処ニ、廿日ノ昼時分、右之通ニ御座候、依之吟味仕候、実
男伊三郎口上書親分おち町浦留村八右衛門・同兄弟忠太夫、其外久松庄左
衛門、同家頼共不殘口上書ミなミな取、廿二日ニ源蔵、鳥取へ被参申、此
後自害人も申候ハ、其口上具ニいたさせ上ケ申様ニ被仰付候、右
ミなミな口上書ノ写も有之候。

一伊三郎女弥本服仕、口上新井源蔵承申候処、弥私心得違たれ二うらミも無
御座候間、何とそ親八右衛門方へ御戻し被下候様ニと申由、其通口上書い
たさせ申候。私源蔵判指上申候。

二月廿五日庄兵衛様・彦右衛門様より

一在商人之儀、嚴敷被仰付候へ共、忍々ニ免札無之商人ニ在中ニ而売買仕候
様ニ相聞へ候由ニて、此度御改被成、急度被仰付候、依之別紙御書出し参
申候、外ニ書物判形取置申候、尤在々より札無之商人ノ分ハ、取もぎニ仕
候様ニ被仰付、早速申遣候、非人頭ニも申付廻し申候。

二月

一本浦留二郎兵衛と申者、梶浦五郎兵衛様へ有付奉公仕候由、請人本浦留甚
右衛門立申由、判形見届くれ候様ニと溝口庄兵衛様より御頼被下候、甚右
衛門儀去冬より村ニ御預ケ置被遊候ゆえ、その通御断申上返し申候。

三月朔日

一牛銀九百四拾六匁五分 細川村安二郎へ渡ス、請取手形此所ニ有り。

三月五日使湯山村善十郎

一同四百九匁三分 海士村久左衛門ニ相渡ス。

二月廿一日

一五貫目 両人手形ニ而御用場より請取申候。

一内式貫五百目 四郎左衛門へ相渡ス、三月七日年寄分書取ニ被越相渡申
候。

一メテ式貫五百目 私触下二借。

内九百四十六匁五分 安二郎二相渡又
 同四百九匁三分 久左衛門二相渡又、使湯山八郎左衛門
 同四十式匁式分 矢谷村勘七二請渡又

三月八日
 同七十五匁新井源藏二相渡又、三月十二日同五十目夫右衛門二相渡又。
 一七貫目 其後又兩人より手形二而、使岩本村二而請取申候。
 牛銀合拾式貫目 内六貫目 四郎左衛門
 同六貫目 徳兵衛触下二借申候

其後又追願借り有、兩度二式貫目有之候。

二月廿八日 内六百石岩本御蔵切手式枚、同七十石御支配切手請取申候。
 一六百五十石 兩人手形御借米請取申候。

同日
 一廿石 同断大谷村新百姓二無利三年符二取立仕候はづ借用仕候。
 合六百七拾石

(見せ消ち「内九儀中嶋喜立次殿へ相渡又」)
 右之内式拾石ハ新百姓二かし申候。
 残テ六百五十石 内四百石 下構
 同式百五十石 上構

一本浦留村関兵衛、小栗安兵衛様へ御奉公仕、同村位置右衛門上請二立申付、
 判形見届くれ候様二と二宮幸介様より御頼被下、則見届上ケ申候。

一湯山村清吉と申者、梶浦五郎兵衛様へ奉公仕候由、請状二請人同村源二郎
 立申由、溝口庄兵衛様より御頼被下候故、源二郎判本見届上ケ申候。

二月廿八日
 一式石八斗式升 岩本勘七より請取、小山七郎左衛門様返弁御切手二払付
 申候。

三月朔日
 一南田村吉右衛門よめ氣二入不申由二て、世倅藤兵衛二返し申様二申付候へ
 共、藤兵衛返二不申出入二罷成、三月朔日二大谷二而私・四郎左衛門・宗

旨庄(庄屋)や衆も打寄り様子承申候、藤兵衛より親吉右衛門二わび(詫)も仕、一家和
 合仕、埒明申候。

同日
 一浜大谷彦右衛門前ノせつちん(雪隠)仕候所、同村勘七地二て候由、出入二成り、
 其分勘七田ゆへ(故)勘七分と申候、然共勘七埋申様子も存知申もの無之候、且
 彦右衛門廿年計此かたとい申屋敷ヲ買調家仕候故、殊二海道より下彦右衛
 門地二て可有之様も無之候、依之彦右衛門より勘七二銀拾匁立させ相濟
 申様二申付候。

二月晦日
 一二月廿九日昼過二、細川灘二死骸老人上り、尤身内ノかわもむ(剥け)け、面形も
 見へ不申、早速溝口庄兵衛様へ明ル晦日二御断申上候、尤加路御番所より
 山崎弥二兵衛様晦日御改御見分被成、此方よりも新井村源藏遣シ申候、浜
 二則御埋御歸り被成候由二而、御両国ノものと不知候。

代う(請)け取申候二ハ頭二〇仕置者也、其跡ハいまだ代不参候。

御家中様より(并)きも御頼二付遣し申覚

〇一十九貫式百目 青木甚太夫様 岩本勘七より
 代九十式匁壹分六(目)り

四十八匁かへ手形勘七方二有り、御家臣岡田理右衛門

〇一六拾貫目 森官右衛門様 あじろ(網代)より遣ス

〇二三拾貫目 御同人様 大羽尾より遣ス

合九十貫目内六十貫めハ太田新平様分 百三十匁匁四分銀参(目)い申候

〇一十貫目 同三十貫め 森官右衛門様分

松井番右衛門様 大羽尾より

三宅弥五兵衛

三月七日 岩本勘七より

〇一四十貫目 溝口庄兵衛様

代百九十式匁 四十八匁かへ御家臣山本平五郎殿

同日 二宮幸介様 同人より

〇一十貫目 御家臣近藤定六殿手形

代九十六匁

同日 河毛十右衛門様 田後より

〇一拾九貫四百目

同日 松井様分以上式十貫め代九十六匁 四斗八匁かへ(替え)

○二十貫目 松井番右衛門様 田後より

十一日 山下武兵衛様 同村より

○一九貫六百目 廣沢七郎兵衛様 同村より

同日 廣沢七郎兵衛様 同村より

○一十貫目 佐久間甚左衛門様 同村より

同日 御同人様 此方家来二もたせ遣ス(網代)

○一十貫目 御同人様 此方家来二もたせ遣ス(持たせ)

三月十二日 川毛十右衛門様 同村より使政兵衛

同日 同断 此方より遣ス

○一十貫目 河毛十右衛門様分合廿九貫四百目代百四十四匁六り、三月十二日請取候

使家来政兵衛二被下候

一式十貫め 代九十九匁 佐久間甚左衛門様 四十九匁五分(替え)

一式十貫め 代九十九匁 廣沢七兵衛様 同断

一式十貫め 代九十九匁 山下武兵衛様 同断

一九貫六百め 代四十七匁五分 森官右衛門様 同断

一三拾貫目 代百四十八匁五分 内五十匁四分(出箱)

メテ九十七匁壹分

一六十貫目 代式百九十七匁 太田新平様 同断

内百三十目代二入

メテ 百六十七匁

辰(正徳)年

一三月朔日夜五つ時分二、鳥取出火大火事、にかい町麩屋ノとなり出火、下

四町目ヲ切、鹿野海道不残土手迄、とうふ町・にかい町不残、それより

かいる町・下鯛町よりたんど町迄焼ケ、それより和田新十郎様下屋敷二渡

り、鶴殿和泉様御下屋敷不残やけ申候、向たんど町二渡り福田兵部様御下

屋敷やけ申候由シ、夥敷大火ミ(皆々)なミ(焼)な夜より夜明時分迄はやけ申由候。

三月三日

一左近村安右衛門・伊左衛門、讃州金比羅へ参詣仕度由、則聞届、往来手形遣申候、往来手形遣申候。

三月四日

一南田村吉右衛門・平六兩人、讃州金毘羅参詣仕度由、則聞届、往来手形遣申候。

三月四日

一田後村勘七郎・弥吉兩人、右同断往来遣シ申候。

三月四日

一細川村彦兵衛・岩戸市左衛門・兵右衛門・乙坊・徳右衛門女五人、右同断往来手形遣シ申候。

一白地村分七と申者、牛市願申二付聞届ケ、二月廿八日二御用場二而御断仕埒明、三月四日四郎左衛門(奥)おく書二而願書指上ケ。

正徳元卯年

(裏表紙)

「正徳元年 日記」

正徳二年（一七一二）三月～八月分 御用日記

(表紙)

「正徳三年

日記

正恒控

辰三月吉日

同八月吉日迄」

御郡代 米村所平様

御郡奉行 因幡 溝口軍右衛門様 庄兵衛様ノ御事

松井番右衛門

伯耆 青木甚太夫様

二宮幸助様

御普請奉行 白田安左衛門様

御勘定頭 朝倉才蔵様

小栗安兵衛様

岡嶋利左衛門様

三月五日

一 白地村分四郎、牛市三月七日より同廿七日迄立来りニ奉願、四郎右衛門・私奥書致指上埒明申候。

一 岩本村庄吉、二宮幸助様へ御奉公ニ有付申候処ニ、村より弁有之候処ニ、此庄吉少も私不申二付、寺手形指留申候二付吟味仕候へハ、此通去年も無之由書付指越候、米老斗三升五合、外二銀四匁五分宮銀残り有之由申候、然共御郡様へい申故、寺判出させ可申旨、勘七より被仰付候。

三月六日溝口庄兵衛様御書

一 当月朔日ノ夜ル五つ時より鳥取大火事ニ付、にかい町頭より下四町目ヲ切、と、町、鹿野海道かひ町・たんこ町迄不残、和田新十郎様御下屋敷・鶴殿和泉様御下屋敷不残焼失二付、溝口庄兵衛様より藁式百目分程、御郡

ノ内にて出し候様ニ被仰付、則割符申渡候、十二月二指行有。
三月九日

一 鳥取大火二付、諸道具大分うせ申候ゆへ御吟味被仰付、村々へ衣類・諸道具之たぐい売買仕候ハ、早速注進仕候様申渡し候、尤火之用心厳敷申付候。

三月九日前後

一 にか竹十五束近々ニ在御用場へ越参候様ニ被仰付候、内七束四郎左衛門方被申付候、同八束下構 内三束勘七組

同三束安二郎組

同式束久左衛門組

右之通申付候、右之内ニ悪敷御用ニ不立竹有之候由にて、又五束被仰付候。内式束、壹束安二郎組・壹束久左衛門組、此通遣申候、メテ三束八湯村四郎左衛門より遣被申はづ返事有。

一 三月十二日昼八つ下刻ニ、湯山村前池端ニ鶴四、五わすわり申由、注進仕候二付、早速鳥取溝口庄兵衛様へ御注進申上候、御返書有、十三日ニ御書、鶴御用二付、那須六郎兵衛様へ被仰付、御くより被成候由被仰付候、然ル所二十三日晩ニ彼鳥立申候、依之其通湯山よりすぐ御断ニ参候由。

三月十四日

一 山根加六様鳥取大火二付、道具大分失申二付、為御吟味御出、村々庄や形取御帰り申候。

廿日役請取申覚

三月十三日 平野前開二出ル

一 儀右衛門・弥三郎・久助・新左衛門子善介・忠太夫・忠兵衛・清左衛門・左右衛門・夫右衛門・嘉左衛門・甚兵衛・忠三郎・九郎三郎・小平次・甚五郎・日々や七右衛門・○昼迄半役与兵衛・○同半分仁三郎 人夫合十七人也。

十四日御供田新開二出ル

一 三人善四郎・伝九郎・平十郎・伊三郎・伝右衛門・与左衛門・三吉・次兵衛・忠右衛門・忠四郎 合十式人昼迄勤申候、何れも半役つゝ、○惣合メ六人也。

三月十六日
一九郎三郎・勘七・伊三郎・伝右衛門以上四人出申候。○半役忠四郎

三月廿
一小三郎・兵助・善四郎

翌日

一李右衛門・夫右衛門

四月七日

一二郎右衛門・七郎右衛門・七左衛門・助二郎以上四人

同九日

一九郎三郎・老人出申候

十日

一甚五郎・小平次・甚兵衛

十二日

一清左衛門・伊三郎・伝九郎・半四郎

十三日

一久助・弥三郎・夫兵衛・伊兵衛・加兵衛

十四日

一忠兵衛

四月十五日

一忠二郎・市三郎・孫介・惣兵衛以上四人

同十六日

一伝右衛門・老人半・三吉以上三人半

十七日

一次兵衛・忠右衛門

四月廿二日

一七左衛門

同廿四日

一助二郎・助五郎

六月七日

一伝右衛門・□□衛門^(虫形)

同八日

一三吉・半兵衛

六月九日

一市三郎・忠二郎・藤兵衛

十日

一七郎右衛門

十一日

一次兵衛・八郎右衛門

十二日

一仁左衛門・久助・吉兵衛・甚五郎

十三日

一仁兵衛三人・新左衛門・宇兵衛・忠兵衛三人・甚兵衛・伝九郎半分・太郎

兵衛半分・孫介合九人、十三日ノ出人也。

十四日

彦兵衛・忠三郎・伊三郎合三人

三月十三日夜ル五つ

一大谷ノ内日々や二て、不顔成ルもの^(捕らえ)とらへ申候、所ヲたつね候へハ、備前

ノ国わけノ郡北^(和氣)そね村助五郎、二月十五日ニ罷出參宮仕廻り候由、年廿四、

五計、せい中、面かく、右不審者二付、十四日ニ御用場ニ久四郎・七郎左

衛門ニ召連させ遣候。

三月十四日

一町浦留村九郎兵衛・伊兵衛兩人散田申付置候所ニ、新井村ニ有付申二付、

四郎左衛門へ申遣し返シ候。

三月十五日

一和泉様分町浦留彦兵衛年符之覚

四郎左衛門・私春ノ指引詰

一四斗八升四合 高山御給人国府主膳取過、庄や給程四郎左衛門立過

被申候、依之米詰り不足ニ成り申候。

一三升七合 主膳様より御勘定場へ^(残)ぜに參候、四郎左衛門請取申候。

合五斗式升壹合

内三斗四升壹合

式石八斗式升、後ニ御勘定場へ返進仕ルはづノ内、

式石四斗七升九合ハ前ニ過切手有、残ル分也、私方より買調後ニ払付申候。

同壺斗四合 私房過上米

メテ七升六合 四郎左衛門過上米

私方へ四郎左衛門より請取申はづノ米、合四斗四升五合、二月廿八日六十壺勿五分にて米や久左衛門分買申候、此代銀廿八匁五分壺り

町浦留太郎左衛門闕所物

先二も様子書付有

一種粗小升壺石六斗 いなご式斗 あわ壺斗 ひえ三斗 そば壺斗

わら式百計 割木四十七束

右之通取置候由口上、庄屋忠左衛門・年寄仁右衛門・十兵衛

一三分 一米壺石四斗余 式升七合

一御年貢不足九斗七升

講米式石余

畑錢□斗・諸道具、是ハ浅越平六殿へ御上ケ被成候

南田村

一三月十六日晚七つ上刻二、南田村善兵衛下ノ松谷村ニ触事ニ参候、跡二而善兵衛女孃ヲ煮申候処ニ、釜ノウしろより出火、ぬきニ薪木立有之候由、もえ上り、善兵衛・徳左衛門・茂兵衛・仁兵衛以上家数四軒焼失申候、右之通夜ル五つ前ニ此方ニ平右衛門断参候、善兵衛口上書いたさせ、すぐニ安二郎鳥取へ遣申候、庄兵衛様・吉右衛門へ上候ハ、吉右衛門様よりノ御返書、先善兵衛ヲ村庄やへ預ケ置候様ニ被仰付候、其後御わひ申上、四月五日御免被遊候、且又右火事人江五斗つ、拝借奉願候ハ、おかし可被下候由、則請文仕、四月七日差上申候、佐藤儀助様より岩本御蔵へ式石之御差紙□□相渡し申候、本米三つ二割当暮より三年返上筈、当年分ニ壺割懸ケ申候。

三月十七日甚太夫様よりノ御書

一本庄村徳三郎御用儀有之候間、庄や召連参候様二□と被仰付、十七日二庄や徳三郎申付、甚太夫様進之申候、又甚太夫様より大野平九郎様へ徳三郎い申候処ニ、請人徳三郎弟友助立申由、友助ハ当年岩本村勘七ニ奉公仕居申候、勘七ニ召連参候様ニと又被仰付、十八日二勘七召連参申候、右友介(傳打)ばくちノ人数とやんにて、御会所御詮儀之上ニ而入籠被仰付候、其後御国御追放被仰付候。

三月十七日

一御借米四百石、御蔵より請取相渡申候、上下二津出御吟味二付、御郡様より手状被下候而持参候へハ、加吉様より御請不被成、御勘定場ノ添書状取指出候様ニ被仰、私共手形仕おき、米ハ請取申候、依之高住村組頭九市郎、十八日二御用場二遣申候、御用場より又御添指紙御戻し被成候、加吉様へも御状参申候、是ニても御渡し不被成候ハ、加吉様ノ状ヲ取越候様ニ被仰付候。

一とうふ町たたみや平八。

一三月十六日、小嶋惣左衛門様、新田流山御見分ニ御越被成候。

前二も書付有闕所もの候

一町浦留村太郎左衛門、御用場へ目安上ケ申候、但州三谷村より勘左衛門と申者、多三右衛門跡ノ入百性ニ参、太郎左衛門ハ後見任申候、然ル所ニ年貢米取立申由にて、口上書上ケ申候由吟味仕候処ニ、惣左衛門様三月十六日二御持参被成、則十七日二鹿野や仁左衛門・山田や半六・庄や五左衛門・年寄忠左衛門呼寄、吟味仕見申候所ニ、勘左衛門より上ケ申書付トハ相違いたし、もみ壺石六斗三升五合、いなご壺斗八升、粟九升三合、そば式斗三升五合、ひえ五斗、割木五十六束、わら式百六十束、縄式わ、右之通去年霜月廿七日二改、庄や・年寄・半六より仁右衛門ニ預ケ置被申候。一所平様へ湯山村市内と申者、当春より二有付申由、請人湯山村仁右衛門と申者立申由、請状判相見届くれ候様ニ被仰付候故、則判本見届三月十六日仁右衛門ニ持せ進之仕候。

三月十九日

一八重原村小三郎、大谷五郎左衛門様へ奉公仕申候処ニ、立願御座候故、西国順礼仕度と願申二付、往来手形遣申候。

三月廿日此方へうけ書 御用場金兵衛様より

一にか竹五十本結壺束、高江より払手形。

一にか竹五十本結、町浦留より払候而御請取、三月廿五日勘七参請取申候。

一商人棒役御吟味二付、塩焼共近在暮候儀成りがたく迷惑仕候由、依之棒役無之御免札可被下由、又ハ村々茶やミせうりノ商人、鳥取より買物いたし取歸りニ紛敷候二付、是又棒役無之、御免可被下由被仰付候。

一流山安太夫殿、三月十七日より御ながし、廿二日迄大谷より人夫出し申候、廿三日安二郎組より廿人ツ、同廿四日久左衛門組、廿五日三太夫組、廿

六日九市郎組、廿七日勘七組、廿八日安二郎組と廻り申候。
 一 去年出し材木代渡し口、去年ノ日記帳ニ請取ゆい付有之候。

三月十七日二岩本御蔵より

一 壱石七斗九升 浅越平六様へ米相渡申候請取手形也、去秋中村平四郎より
 浅越様へ払米壱石六斗九升、私ヲ頼ニ付、内壱石八（食し）かし申候、メテ六斗九
 升（備じ）ハかり申者無之由、依之右之通春御蔵ニ而相渡し進之申候。

三月廿四日甚太夫様・庄兵衛様よりノ御書

一 鳥取大火ニ付、度々付火、其後不審成ルもの参込候由、依之村々入口跡先
 二 番小屋立置、番人三人ツ、申付、往來者共ニ嚴敷改候様ニ被仰付候、書
 物取置申候、番人六月廿三日ニ惣御免被遊候、昼ノ番ハ其より内ニ御免被
 遊候。

一つのじ油割符払付覚、三月廿五日二岩本払ニ請申候。

一 四斗五升（若狭）わかさ獵師ノ分、岩本より三月廿五日ニ払手形。

一 油七斗、大羽尾村より油払手形。

一 五斗、同村より御用場御役人様方（出掛）ノ□。

三月廿五日

一 百七十壺（庄屋）六分

去（庄屋）年材木代、廿二日ニ湯村より割符参候ニ付、安二郎・久左衛門両組ニ相
 渡し申候、使細川彦右衛門ニ相渡ス、請取手形ハ去年秋ノ帳ニ有。

三月廿五日暮六つ庄兵衛様より

一 来ル朔日・二日内、当郡血判ニ御越可被遊由被仰下候。

三月廿六日溝口庄兵衛様より御書

一 町浦留大工十右衛門、去年御追放被仰付、脇指ハ町浦留庄（庄屋）や五左衛門へ御
 預ケ有之候処ニ、此度御断申上候へハ妻子へ被遣由被仰渡、則町浦留庄（庄屋）や
 五左衛門ニ申渡候、以上。

同日青木甚太夫様より御書

一 鳥取焼矢ニ付而、段々御吟味被仰付候へ共、紛敷もの他国へ指出し候様ニ
 御耳ニ立申由、依之嚴敷申付候様ニと被仰付候。

三月廿 使本右衛門

一 きも十貫め

代四十九匁五分

富山（儀方）□八郎様

是ハ五郎右衛門・与一兵衛断ニ付、代此方より
 取（替え）かへ与一兵衛ニ払申候

代不参候、海士久左衛門請合ニ付、秋迄延シ申候。

三月晦日、書付・割符前ニ有

一 油七斗五升 網代村より払手形

一 三斗五升 同村より御用場御役人様方分

一 油五升 代銀請取申候 河本儀左衛門様・森官右衛門様御内度々請取

三月廿九日

一 小嶋惣左衛門様被越、鳥取火事ニ付、家御立被遣候ニ付、御両国在々ニ材
 木・竹・繩被仰付候。

一 材木三千五百本

一 内五百本 松長式間、目通式尺廻り

同千本 ぞう木式間桁木

同千本 たる木式間より九尺迄ノ木

同千本 栗丸太木式間より九間迄・廻り壹尺七寸より壹尺式寸
 迄

此内百本下構ニ申付候

一 竹式百本 十本ゆいより五十本ゆい迄

一同式百本 六寸より四寸廻り迄

不残上構ニ申付候

一 なわ百束 土佐尋

内五十束下構ニ申付候

右之通当郡ニ被仰付候、灘出シ。

一 一こも（瓶）百五十枚被仰下候

御郡中ニ此度被仰付候、竹木割符書付也。

右之材木・竹下構割符覚

一 八十本 松長式間ニ廻り式尺

一 百廿本 栗長式間より九尺迄・廻り壹尺七寸より同式寸迄 丸太

木

一 百五十本 ぞう木長式間桁木

一 百五十本 たる木長式間より九尺迄

合五百本 細川安次郎組ニ申付候。

一 百本 松式間二式尺 なわ（繩）九十本 栗丸太右同断

百本 松栢木右同断 百本たる木右同断
合三百九十本 海士久左衛門組二申付候。

一百五十本 松式間二式尺 百五十本 ぞう栢木右同断
百五十本 たる木

合四百五十本 岩本勘七組二申付候。右之何れも村々割帳有。
一竹四十束 安二郎組二申付候 四十束 岩本勘七組二申付候

十本結より五十束ゆい迄
甘束 海士久左衛門組二申付候

下構竹合百束

一なわ甘束 安二郎組 甘束 勘七組 十束 久左衛門組
繩合五十束 下構二申付候。

右之竹木知頭海道札場二而渡申様二被仰付、浦々舟二而積廻り、御舟手より
二見清兵衛様四月十日二御越、岩本二而割符、舟有之浦々庄や二渡口ハ申付
候。

三月廿九日

一ふく松屋喜兵衛二材木遣候割符覚書。

三月廿八日 使平野安兵衛

一百九分三分五厘

払申候御手形

町浦留清左衛門・小羽尾孫兵衛兩人去年米津
出御運上銀 佐藤多賀平様へ払申候。

一甚太夫様ノ家臣岡田理左衛門殿。

三月末

一甚太夫様より在御用場御用油式斗、田後村へ申付、急二持参候様被仰付候。

一溝口庄兵衛様、四月朔日二銀山越二、血判御見届二御越被遊、湯谷不殘御
仕廻被遊、新井より牧谷へ御越、両羽尾・くか三村二御泊り被遊候、二日

二兩浦留より岩本・大谷・小田谷御仕廻、池谷村二御泊り被遊候、三日二
左近より湯山御仕廻、八重原へ御泊り被遊候、法美郡ノ内も六ヶ村御仕廻

被遊候。

四月二日

一町浦留太郎左衛門と申者、入百性勘左衛門と壹所二居申、去冬御年貢不足
九斗七升有之、其上請合ノ年符壹石四斗余払不申二付、去冬しかのや・山

田や・庄屋・年寄より闕所仕、代二不足申候へハ、壹石式斗余ほど二成り
申候、御年貢不足ヲ仕廻、残り米式斗余、右は年符ニして、申分ニ成りい
申候、然ル所ニ、太郎左衛門・勘左衛門入百性二付、年符払申は、つ二而無
之由にて、御郡様へ兩度迄目安指上申候、四月二日二溝口庄兵衛様、浦留
二而御せんぎ被遊、太郎左衛門請合申年符払不申のミニあらず、入百性勘
左衛門ハ但馬三谷へ歸りい申所ヲ、太郎左衛門いつわり願い申候而、血判
二も出不申といつわり申二付、御吟味ノ上二而入籠被仰付候、前二闕所物
書物ゆい付有。

同日

一久松庄左衛門下女、療治二平野一庵申付候処ニ、薬代ノ儀溝口庄兵衛様へ
御窺申上候へハ、私作廻り仕、相応程申付候様ニと被仰付候、一庵二納五
斗、岩本栄庵二納壹斗薬代払候様二申付候。

流山御用通表書出し覚

御下奉行安太夫殿

四月四日

一八八 本庄 九人壹分 海士 十八人 湯山

八八四 高江 六人 矢谷 十壹人六分 八重原

五八四 川崎 三人 大田 三人三分 小羽尾

六六一合ツ、 大羽尾 三人 田河内 十四人六分 くか三

三人 延興寺 四人三分 院内 三人九分 小田大谷

四人 黒谷 六人七分 岩常 米壹斗六升九合 十一月廿二日二相渡申候
十四人八分 左近

十四人八分 久しち 壹斗六升八合 蔵見 四人 南田

三人六分 栗谷 六人三分 中村 八人壹分 牧谷

七人九分 細川 壹人五分 高住

三人 高山 式人四分 宇治 式人六分 白地

三人 ゆ村 式人七分 長谷 三人 恩志

六人六分 洗井 式人 銀山 壹人 馬場 壹人 相山 壹人 真名

十二月廿三日蔵見使専右衛門二相渡し済

庄や甚右衛門状有

十二月廿三日蔵見使専右衛門二相渡し済

十二月廿三日蔵見使専右衛門二相渡し済

十二月廿三日蔵見使専右衛門二相渡し済

十二月廿三日蔵見使専右衛門二相渡し済

五人九分 蒲生 三人七分 池谷 六人四分 外村
 百八十四人九分 浜大谷
 人歩惣合四百拾九人八分

此米

内渡口

一三斗^(九)升、馬場宇平・湯村与一郎兩人二相渡ス、兩人二四月七日御蔵ニ而
 四斗入^(奥)壹俵相渡、^(請)メテ壹升、高住九一郎二相渡被申はづ、うけ取ハ通ノ
 おくニ判形有。

一貳斗八升四夕、高住九市郎へ相渡候、本庄村共ニ申候。

一壹升、右之宇平・与一郎より請取被申候はづ也。

一田後浦

四月四日

一網代浦市郎右衛門・七三郎・徳左衛門・平七以上四人、伊勢參宮仕候願聞
 届、往来有之、往来五月十三日ニ戻し申候。

四月十四日

一貳石壹斗壹升三合浜大谷村ニ相渡ス、^(請)うけ取通ニ書載有。

内壹俵三郎兵衛ニ相渡ス

同四俵壹斗壹升三合水^(損)□半兵衛相渡ス。

流山御用越米渡申覚

四月四日

一九升壹合 本庄村ニ相渡ス

同日

一四升壹合 栗谷村

同日

一三斗九升手形遣ス 湯村与一郎組・馬場村宇平組

兩組分壹所ニ相渡申候

兩前ニ書付有之候。

一貳斗八升四夕四才 高住九市郎ニ相渡ス

内九升壹合本庄ニ渡し過

メテ壹斗八升九合四夕渡スはづ

四月五日

一九升 細川村

一七升六合 庄屋平太夫より取ニ被越、外村藤右衛門ニ相渡ス

四月十一日

四月六日

壹斗六升八合七夕

久志羅村ニ渡し

中村ニ渡し

同日

一七升壹合八夕

同日

一四升五合六夕 南田

同日

一七升壹合八夕 中村

同日

一壹斗三升式合 八重原村

十一月廿二日相渡ス

一壹斗六升九合 左近

四月五日庄兵衛御状

一先日被仰付候、^(賴殿長春)いすみ様御下屋敷ニ被遣候わら不足有之由、急ニ払わせ由
 被仰付候。

同日御同人様

一町浦留大工共、^(賴殿長春)うとのいすみ様へさいくニ參候由にて、庄兵衛様血判御廻
 り候節罷出不申ニ付、人別書付差越候へと被仰付候、則新井村源蔵方へ遣
 し候。

同日御

一岡本平助様よりわら^(藪)式斗、在御用場御役人様方御調手不足ニ付、急ニ指上
 候様ニ被仰付候。

一竹廿五本^(藪) 御用場ニ払付手形十五束被仰付、七束ハ上構、八束ハ下構、
 牧谷より払手形と覚申候。

一^(苦)にが竹五十本結、御用場ニ払手形、^(陸上)くがミより払手形。

一塩壹俵、^(陸上)くがミより下石二郎兵衛様へもたせ遣申候手形也、

鳥取県立博物館研究報告 Bulletin of the Tottori Prefectural Museum 50. March 30, 2013 ©鳥取県立博物館 Tottori Prefectural Museum

代四匁被下、則くか^(陸上)三二相渡し申候。

四月七日

一 小田大谷村孫右衛門と申者、拾年計已前二外村与三郎より銀子兩三度二七十八匁借用申候、しち物^(質)二家屋敷・山・奉公人・馬疋疋書入申候、然所二其外九十五匁五分払、其已後払不申二付出入二罷成、四月七日二繼立、^(湯村)ゆ村へ罷越、与三郎手前二孫右衛門より銀子四十目払申候様二申付候、^(質)残銀子ハ我等共あつかい^(扱)にて捨遣候様二申付候、得払不申候へハ、右之しち物相渡し申様二と申付候。

同日

一 外村忠兵衛より、岩常村五郎右衛門銀六十式匁借用、尤五郎右衛門田地式反九畝余、しち物^(質)二入居申候所、五郎右衛門銀得払不申、去年病死致候、当春岩常村源太郎田地作舞仕、忠兵衛へ相渡し不申二付、出入二罷成候、六十式匁割加、忠兵衛二払、田地ハ源太郎作廻仕候様二申付候。

同日

一 馬場村九郎兵衛娘、^(湯)ゆ村甚左衛門^(肝)きも入^(入)にて、本庄村弥兵衛^(湯)二遣候へハ、不縁二付、直二かの^(湯)姫馬場二帰申候、然所二^(湯)ゆ村甚左衛門、弥兵衛より櫃請取、九郎兵衛へと相渡し不申、甚右衛門手前よりしち物^(質)二置申二付、出入二罷成候、甚右衛門より請戻し、九郎兵衛へ相渡申候様二申付候、尤直二^(湯)ゆ村二て取寄請取渡し^(由)□付申候、九郎兵衛手前二弥兵衛より参候、念入二遣候銀子八匁弥兵衛へ戻させ申候。

四月九日此方御越

一 北村彦兵衛様頃日被仰付候竹木、来ル十五日より内二代渡し申様二被仰渡候。

一 細川安二郎と田後仁左衛門出入銀子ノ書付、^(正徳元年)卯ノ年此通二安二郎田後より極帰り候由、此通二^(正徳元年)辰春払申様二と田後仁左衛門二申付候、無左候へハ、質物相渡申様二申付候、家屋敷・舟質二入候ハ、売切ノ証文二て候、借り主仁左衛門、^(庄屋)庄や・年寄判形。

陸上塩数納割覚

- 一 御表様分 ^(池田吉泰) 塩五百俵
- 一 造酒正様分 ^(池田仲史) 塩百六拾六俵式斗六合
- 一 御用場御役人中様 ^(池田吉泰) 塩百六拾八俵
- 一 ^(正徳元年) 卯ノ暮米三拾石分
- 一 ^(正徳元年) 卯ノ暮米拾石分
- 一 同米拾石八升分

塩惣合八百三拾四俵式斗六合

- 内式百五十俵 四月晦日限
- 同式百俵 五月晦日限
- 同三百五十俵 六月晦日限
- 同三拾四俵式斗六合 七月晦日限
- 外二塩十六俵 ^(正徳元年) 卯ノ暮米九斗六升 広沢七郎兵衛様分
- 同 拾俵 米六斗分 渋谷藤兵衛様分
- 同 廿俵 米壹石式斗分 湯村四郎左衛門分
- 同 四拾俵 米式石四斗分 岡本加吉様分
- 同 十六俵 米九斗六升 森官右衛門様分

四月十一日甚太夫様よりノ御書

一 駄賃馬、来ル五月朔日より壹疋壹駄二付、壹分増二被仰付候。
一 鳥取焼失跡御普請被仰付候二付而、御郡中大工書付越候様二被仰付候、尤前日二御差急申上候様二と被仰付候、道具大分有之候ハ、馬二而持せ越候様二被仰付候。

一 蔵見村二壺人、林太夫と申大工御座候。
一 一町浦留大工ノ書付 仁左衛門・甚介・清太夫・善太夫・平左衛門・吉左衛門・善四郎・喜平次・彦三郎・文太夫・半兵衛・忠太夫・夫兵衛・仁兵衛 以上十四人

一 蔵見村林太夫壺人

右之通下構ノ大工、四月十八日四郎左衛門方壺所二帳面上ケ申候。

- 一 材木大小三百六十三本 網代 千四百九十七本 田後
- 一 竹大小三十四束 竹大小百三十束 同村渡し
- 一 ^(細)大竹式百本
- 一 ^(細)なわ三十束
- 一 三百八十式本 大羽尾 八十八本 小羽尾 百本 ^(陸上)くがミ
- 一 竹廿四束
- 一 式百四本 牧谷 百廿三本 町浦留 式百十六本 両浦留
- 一 竹十式束 外なわ七十束喜左衛門方 式百八十三本岩本 式百四十本 岩戸

四月十一日

一 式貫目 牛銀両人手形、使湯村与一郎二而御用場より

請取申候、重四郎預り歸り被申候、十三日二此方二請取申候
一 内巻貫五百目、我等方二請取申候。

メテ五百目、四月十三日高山村十四郎二言伝、四郎左衛門二遣申候。
四月十三日

一 松材木百六拾本 (網代) あじろ舟二而鳥取へ廻シ申候

田後より御用場御役人様ノ油渡候覚

一 七斗六升 御用場金兵衛様相渡申候由

一 五升 安田太源次様 式斗 小村彦二郎様

一 三升 野嶋理藤次様 式升 御下奉行善兵衛様

壺斗 荒木彦左衛門様

合

一 油式石八斗 田後より御用油払手形

一 油式斗 在御用場御用油、田後より払手形

一 (瓶) こも百五十枚 右竹木壺所二持出申様二と被仰付、

右之内八十枚四郎左衛門構二被申付候

メテ七十枚

内廿五枚 安二郎組

同三十枚 勘七組

同十五枚 久左衛門組

四月十五日

一 壺石四斗四升

右八平野甚三郎二月廿六日於江戸病死仕、上(虫想)□□前給壺石九斗式升請取申候へハ、御小人頭七左衛門殿御取持にて、四斗八升入三俵相立候様二被仰候、夫平野兄次兵衛扨二参埒明申候。

一 見世壳御免札・浜塩焼御免札願書、村々より指出申二付、帳二書付、私奥書判形いたし、四月十八日二四郎左衛門鳥取二被参候故言伝遣申候、尤手前処二ハ村々より参候願書有之候。

一 町浦留壺・牧谷五枚・羽尾三枚ノ者ノかま十式枚取申由にて、四月十六日

二 此方より勘七迄二(銀籍)ろうせき不仕様二、状遣申候所二かま取候由申候。

四月十六日

一 鳥取山伏大善院、去秋(遠元年)類火二(逢)あい、依之御断被仰上、御両国托鉢御免札所持にて御越、拙者より添状仕進之申候。

四月十八日吉右衛門様より御書

一 竹木鳥取より知頭海道札場二而、田中久左衛門様・二ノ宮甚左衛門様御両人御請取被成候、加路御番所通り通、松井庄右衛門様より以上十壺枚被下候、右之内壺枚ハ前二被下候。

四月廿二日

一 百九拾壺匁三分

大羽尾村二肝代銀、四月廿二日二年寄佐平次二相渡申候。

四月廿六日

一 (通)ゆ山村八兵衛女房、西国二罷出度願二付聞届、往来遣申候。

一 肝八十貫目銀 岩本村勘七二相渡濟、請取手形有。

三百八十式匁五分五(匁)り

四月廿九日

一 御横目湯下与惣次様・足立本四郎様御廻り被成候、我等病氣ゆへ久四郎ヲ以御断仕候、以上。

五月朔日

一 三百五十式匁四分六(匁)り、田後村より出候つ(肝)のじきも代銀相渡し申候、此内

二 此方二取候つ(匁)のじ六十本代も廿四匁所二払申候。

(網代)あじろ分ハ自分覚帳二肝代相渡申書付有、与一郎兵衛二相渡申候。

一 嚴有院様御法事、来ル六日より八日迄於慈雲院御執行被成候、依之右三日之内、獵師之外無益之殺生墜停止二候、尤、諸事物静二火之本念二入可被申付候、右之通御触二候間、末々迄急度可被申付候、為其如此候、以上。

溝口庄兵衛

五月三日

五月七日暮六つ庄兵衛様より御書

一来ル十六日殿様御帰城二付、十三日二平福二参着候様二御用馬十疋申付候様二被仰付候。

内六疋両浦留より遣候

同四疋湯村より遣候

歸り二知頭(留頭)二而、町浦留之清左衛門馬(通)あやまち(出掛)いたし□、鳥取迄漸く召連
歸、鳥取より村送り二而歸り申候。

五月十一日

一庄兵衛様より之御書、村々辻番昼ハ御免被遊候、夜計念二入相勤候様二と
被仰付候二付、早速組頭中へ以書中申渡し候。

五月十二日

一田後・網代・大羽尾之油代銀、鳥取在御用場へ請取二遣申候、委細書付此
内二有り。

五月十二日

一当村高太夫・次右衛門・しも右三人、此度西国順礼二罷出度由願申二付、
聞届往来遣申候、往来二は日付十八日と書申候。

五月十三日

一細川村清兵衛、西国へ罷出度由願申二付、聞届往来遣申候。

五月十五日

一庄兵衛様より御書、本庄村平右衛門四月八日二大窪市三郎様へ御奉公仕候
所、於江戸二欠落致、根帳は(外)つし申様二と被仰下候、御返答申上候事。

同日

一彦右衛門様より御書、御用之竹木・縄(並)・こも(並)払請取手形集指上候様二被仰
下、御返答申上候、五月廿四日二使岩本勘七二而指上申候、控帳有。

五月廿三日

一町浦留源右衛門(留)姫はる、伊勢参宮ノ願往来遣申候、宗旨法花妙体寺日那ノ
由、夫太兵衛申二付、往来二其通書加へ遣候。

五月廿三日

一清帳去年之通仕立指上候様二被仰付候、小嶋惣左衛門様・竹内林二郎様よ
り。
一湯山坂鳥・流(細)もちノ運上銀、当月中払付候様二被仰付候、佐藤多賀平様よ
り。

四月

一 覚

一手錠はね悪敷、(嚴治)かち三右衛門二直させ申候、(建)かき共二。

代

四月

一なわ五(細)(見せ消ち「四」)東、本浦留二出候分鳥取へ廻し申時、加路灘二
而波二ぬらし御請取不被成売払、替り買払付申由二候。

代

一浜大谷水御奉行鶴殿和泉様御預ノ鉄炮六太夫殿被参候、五月八日二役請被
致候由、此方二八九日二被参候。

五月廿六日

一壱石式斗寺米、(嚴治)かち三右衛門二売申候、則町浦留彦兵衛当二手形出申候
此手形参次第二、米相渡申はづ。

代七十七匁五分六月五日二うけ取申候。(請)

六十式匁かへ。(替)

一七百日

御伝馬銀五月廿六日、使湯村庄(庄)や惣兵衛払付二参申候、内三
百三十三匁三分三厘ハ湯村分、同三百六十六匁六分六厘(厘)兩浦
留分

宝永七年二式貫百目拜借仕、去卯(正徳元年)ノ年七百目払、今年七百目払。

残而七百目証文調直シ差上申候。

五月廿六日

一御用場御役人様方へ調進之申候油代五百廿四匁八分、五月廿六日使久四郎
二而請取申候。

一六十四匁、御用場御用二上ケ申候油代、右同断二請取申候。

一油壺斗五升、代四十八匁荒木彦左衛門様分(未)いまだ参不申候。

○村々二渡申候手形有、田後ハ伝兵衛二相渡ス、あじろ(嗣代)六月十二日半右衛門
内半一郎二相渡ス、大羽尾ハ内手形させ置候。

五月廿九日二

一湯山坂鳥・流(細)運上廿三匁、五月廿八日二払付参候、尤佐藤多賀平様へ添
状仕上ケ申候。

五月廿九日二

一軍右衛門様より鴻・青鷺巢たち御用之由、右之鳥(立)す(集)つくり候所見付候
ハ、杉山幸三郎様へ早速御注進、尤在御用場へも御注進仕候様二と被仰
付、早村々へ相触候事。

同日

一軍右衛門様より海そうめん三斗、右は河内守様御用之由、急ニさし出候様
二被仰付候二付、早速申渡し候、其外二も大殿様・造酒正守様御用之分も
用意仕候様ニ被仰付候。

一壹斗五升

あしろ村へ

一三斗

田後村へ

一五升

小羽尾村へ

一壹斗

浜大谷

合九斗

一壹斗

一壹斗

岩戸

大羽尾村へ

くかみ

同日

一軍右衛門様より、相谷・町浦留山出入出来二付、召連参候事、御用多殊二
御用場御普請御取込二付、晦日ニ参事御延し被下候事、此通ゆ村四郎左衛
門方へも早速申遣候。

相谷・浦留山出入

一四月十八日、町浦留年寄太兵衛・忠右衛門、村之者共大勢召連相谷山ニ参、

牧谷・羽尾之者共柴草切り申候所、牧谷之者之かま七枚、小羽尾之者かま
五枚取申候、浦留へ相談不仕苅ニ参候由ニて、年寄太兵衛御役人様より之
以御意取ニ参候といつわりヲ申、鎌取申、相谷ハ其内ハ草ヲきり不申故、

江取不申残念之由申由ニて出入ニ罷成、両方之口上書有、其節我等病氣ニ
付相延、五月廿七日ニゆ村四郎左衛門、尤宗旨庄や兩人此方ニ而様子間、
存寄申付候。

相谷・浦留之公事わけ様申渡覚

一山出入之事、山ハ浦留よりは牧谷一村ヲへたたりい申候、殊ニ相谷之家よ
りおくニ有之山ニて候へは、山ハ相谷山ニ極申候、然上は、前之通柴草者

相谷村より一日切り、明ル日より両浦留・牧谷・羽尾も苅可申候。

一柴木又ハ牛ノ草、是又前之通苅せ可申候。

一町浦留年寄共、御役人より御意ニて参候と申取間敷、牧谷・羽尾之鎌大勢
参取申段沙汰之限ニ候、取候かまハ右両村へ持参戻し可申候、年寄太兵衛
儀ハいつわり申二付、追而御断申上、御意次第ニ可申付候、右之通ニ私共

兩人より申渡し、相谷・牧谷・羽尾奉得其意候、両うらすみハ請不申候。
一四月十九日ニ、町うらすみ之者、柴くさ相谷へかりニ参、なんは谷ニて、
しかのや次右衛門家来山ニ（見せ消ち「五助と申者」）火ヲつけ申由、相

谷より口上書ニ出し候二付、きんミ仕候へは、右家来之内五助と申者
かつこう捨置、手あいまちニて不念仕焼申由申候二付、其通り口書取、尤
五助ニは手錠おろし置候、右之通申付候へ共、埒明不申候二付、五月
二十九日ニ御郡様へ以飛札御断申上候。

右之山公事、明ル巴二月十八日ニ在御用場より御聞済可被下由被仰付、召連
参候所ニ、両浦留より、則去年申付候あやまり書物ニ判形仕出、去年銘々よ
り申付候通ニ御請可申候間、其通被成御届様ニと願申候、依之右之通御断申
上相済申候。山ノ傍示ハ相谷分ニ極り申候、柴草、其外薪木・牛草等苅申時
ハ、前之通入込ニ苅申様ニ申付候、柴草ハ相谷ニ切懸り申ヲ見付候ハ、其

翌日より両浦留、又は牧谷・羽尾一円ニ苅申様ニ申付得其意申候、去年、浦
留は牧谷・羽尾ノ者ノ鎌取申候へ共、此度不残うらずミよりもたせ遣、戻し
申候而相済申候。

五月廿八日

一町浦留之者、四月廿一日ニ新井城山兵頭山ニ而柴草切り申候所、新井村よ
りかまヲ取申二付、出入ニ罷成、町浦留之ほうじニ鎌取申由ニて改参、右
致見分可申付と申置候。

一四月七日、馬場村之者共蒲生山入込二付、青ミ草苅ニ参候所ニ、蒲生之者
共草ヲ取申二付、出入ニ罷成候、先年も出入有之、牛ノくさ・青ミ草は入
込ニかり申答之書物有之候、依之蒲生之者わひ事致埒明申候、蒲生より誤
書物致答ニ候。

一馬場村之上手みやくりより向之天王迄之繩而、近年田地ニ切込、所々な
わて無之所共有之ニ付、馬場より牛・馬之通不成、先年之通繩而可被成御
付ニと願申候、蒲生よりは馬場村之通り候道ニ而は無之由、蒲生村之者共

田地ニ通候道ニ付、通し申事不成由ニて、是又出入ニ成、然共、道下御物
成引なども有之、馬場之者道り不申、さて八向ヒ山ニ参候道無之ニ付、繩
而ヲ少し広ケ通し申様ニ申付候、尤四郎左衛門見分被致候、五月廿八日ニ
埒明申候、其後四郎左衛門より苗手ニ成り候様ニ定杭打相渡し被申候、此

出入明ル午ノ三月ニ相済申候、式年後二済。

五月晦日溝口軍右衛門様より御書

一どせうすくい次第ニ在御用場ニもたせ越候様ニ被仰付、六月朔日ニ安二郎
組、二日ニ久左衛門組、三日ニ勘七組持参候様ニ申付候、其後四郎左衛門
ノ方より遣被申候様ニ申遣候。

六月二日

一にが竹^(苦)壺東、海士村より御用場ニ払申候、竹ノ手形、^(四郎左衛門)四郎当ニ参候、湯山も壺東払申由、御手形ハ不参由申候。

六月三日溝口^(生兵衛様)軍右衛門様より御書

一御年貢麦直段三拾目かへニ、来ル十日限ニ不残払付候様ニ被仰付候。

一四郎左衛門六月四日ニ発足、讃州金毘羅へ参詣被越候。

讃州金毘羅へ参詣往来ヲ遣申者

一湯山村善十郎・兵助 三人

一海士村久左衛門・六兵衛 四人

一牧谷孫左衛門・仁兵衛・庄兵衛^(左衛門)・さめ以上四人

五月内中旬ノ頃

一浜大谷村二郎太夫・弥右衛門・彦右衛門娘しも以上三人、西国順礼ニ罷出

聞届往来遣申候。

海そうめん請取ノ覚

六月

一貳斗 岩本・あじろ^(綱代)より請取申候

一八升^(陸上)くがミ 五升大羽尾 合壺斗三升請取かへ立申候^(替え)

一貳升 小羽尾より請取

一壺斗 岩戸より請取申候

一貳斗七升 大谷

合七斗貳升

内貳斗四升御会所ニ払申候

浜計ハ五斗^(量)ほど遣申候へハ、貳斗四升も払参申候 残ル分ハ此方^(マヤ)にくさ^(い)り申候、

代銀四匁四分溝口軍右衛門様より 明ル^(正徳二年)巳ノ春御渡し被遊候ニ付割申候、^(二分の誤り)壺升六分ツ、ニして被遣候

一四匁^(綱代)あじろ 壺^(陸上)六分くがミ 壺^(陸上)大羽尾

四分小羽尾 貳匁岩戸 五匁四分大谷

麦御年貢請取申覚

六月四日

一九斗六升 湯山

同日

一壺石六升六合 八重原

六月五日

一九拾目貳分六り 麦^(石)石八斗八升八合代久左衛門より請取

海士分不残、ゆ^(石)村山分壺石五斗五升代銀ニ而請取

同日

一五斗貳升四合 矢谷

内八升八合八重原分

六日

一七斗七升 高江

九日 兩度ニ請取

一貳斗四升六合 相谷

六月九日

壺分四りノ過

一貳百拾壺匁貳分 安二郎より請取申候麦六石七斗五升四合ノ代也

組合ノ分八石七斗五升四合ノはづ、貳石不足也

同日

一五百三拾三匁五分

岩本勘七より請取申候、使兵右衛門ニ而六百目持参申候へ共、内四拾六匁壺分久四郎ニ渡スはづノ由、

大谷ノ麦代払二人、メテ五百五十三匁九分ノ請取也、内五百三拾三匁五分組合ノ麦代引、メテ廿目四分過

銀

六月十日銀立

一壺石三斗貳升 浜大谷分久四郎願ニ付銀^(請)うけ取遣申候

六月十一日

一六斗八升 麦中村より^(請)うけ取候

畝數百六拾町壺反貳畝也

○一御年貢麦三拾貳石貳升四合

下^(米)構ノ分、但去年ノ壺^(倍)ばい也、

去秋所平様より被仰渡候

代表貫目七分五厘^(厘) 麦直段三十目二被仰付候

畝數百五拾四町三反九畝

○一同三拾石八斗七升八合^(合) 上構分右同断、去年ノ耆^(倍)ばい

代九百六拾四町九分四厘^(厘) 御直段

畝數合三百拾四町五反壹畝也

御郡中麦合六拾式石九斗式合

代銀合耆費九百六拾五町六分九厘^(厘)、六月十日使高住村組頭九市郎二而御用場ニ払付申候、尤村々辻帳も仕上ケ申候、御請取手形ハゆ村四郎左衛門二有之候、上下壺所二九市郎より状有之候。

六月三日

一松木三十本 一栗木三十本 一檜木五十本

右ハ浜大谷村久四郎より鳥取福松や喜兵衛類火二付、力合^(合カ)為自分林二而遣申度由願二付聞届候、松井番右衛門様宛おく書遣申候。

六月五日

一浜大谷村善心娘たねと申女、西国順礼ニ罷出度由願二付聞届、往来遣申候。六月六日

一塩百式拾三俵壹斗三升

陸上より鳥取御用場六月五日迄払申分致書御請取手形ハ陸上庄^(庄)や二有 付置者也

六月六日溝口軍右衛門様より御書

一松井番右衛門様御郡奉行ニ被仰付候由、御用等申上候様ニ被仰付候。

一南田村下ノ村也平六世倅次郎平と申者、六月八日ノ夕ニ常^(話)之通はなしニ出、上之村おぢ^(おぢ)吉右衛門方ニ參、少之間語歸り申由、其夜行方知不申候、翌九日ノ朝村之内歸り、吉左衛門と申者ノ方へ參、火ニ当り又出候而、其

後行方知不申候、右吉左衛門も左様之様子も不存間、何之心も付不申、尤親平六も常々おぢ^(おぢ)吉右衛門方ニ參とまり申二付、其夜もとまり申ものと心得罷申候へ共、朝あまり久敷五つ時迄歸り不申二付、人ヲ遣候所ニ惣方

心付、それより相尋申候へ共行方知不申候、十一日ノ朝御郡様へ以書状御

断申上候、十一日但馬大い^(多)ご村二居申由、其所二平六名付子罷有候而、此者見付候而とらへ置、南田ニ知らせ參候故、連ニ遣申仕候。

六月十一日溝口軍右衛門様より御書

一岩本村加右衛門儀、半兵衛事二付、不届二付、去年六月より岩井入籠被仰

付置候所ニ、此度因幡老国御追放被仰付候、御下奉行仁兵衛様御越見届ニ被參候、六月十二日ニ追放申候、くが^(陸上)ミ浜へ^(至)いたり申候、同村組頭勘七も不作廻^(陸上)二付、此度組頭役御取上ケ閉門被仰付候、加右衛門追放見届ノくが^(陸上)ミ庄や手形ハ、十四日ニ御郡様へ上ケ申候、組頭跡役ハ浜大谷村久四郎二被仰付候、勘七七月四日ニ御免被遊候。

六月十一日

一去年被仰付候棒役、此度御免被遊候由被仰渡候、溝口軍右衛門様より之御書。

同日

一御郡之内ニ而、他国酒売買仕儀御法度之由被仰渡候、尤御郡之内酒屋中作出之酒、鳥取へ廻し売候儀御法度之由被仰付候、早速申渡書物取置候、酒屋中ノ書物ハ上下壺所ニ此方ニ判形取置申候。

同日

一高山村茂兵衛家、六月十一日朝五つ半時分ニ出火、耆軒類失申候、吟味仕候所ニ手あや^(通)まちニ相極候二付、其通御断申上旨、茂兵衛口上書も指上ケ相濟候、溝口軍右衛門様御返事參申候、四郎左衛門こん平^(金)へ被參、此方より御断申上候。

六月五日

一久志羅村領分之内由上野大沢と申所少々新田之場所所有之ニ付、鳥取古大工町米や平四郎開申度と願申二付、平四郎久志羅庄^(庄)や喜兵衛・左近・中村庄^(庄)や願書判形ニて、小嶋惣左衛門様・竹内林二郎様宛へ上ケ申候、平四郎より先達而右御兩人様へ願上ケ被申由ニて、御兩人様より六月五日御状被下候二付、久志羅村へ申遣上ケ申候。

六月十三日番右衛門様より御書

一御表様御膳米、急ニ払付申様ニ被仰付候ゆへ^(故)、湯村ニ申遣候、四郎左衛門留主^(留)ニ候へ共、私借有之時不存候ゆへ申遣候、表様分ハ毎年上構ニ預り被申候、尤此日佐藤儀助様より御藏へ參候御状、岩本兵右衛門被參候故相渡し候。

一軍右衛門様より去ル六日ニ御勘定所より岩本御藏へ御状參候、相届申候哉と吟味仕候様ニ被仰下候、十一日兵右衛門參候故吟味仕候、一先御藏へ^(肝)きも入持參相届申由ニ候、則慥ニ相届申段御返答申上候。

四郎左衛門兩人共二出ル

○一六月廿日二罷出申候式 廿一日式帰り申候 尤朝・夜ハ喜平次殿ニ而給申候。

御借米・牛銀本証文二仕指上申候

一牛銀拾四貫三百目 内六貫五百目 四郎左衛門触下

同七貫八百目 徳兵衛触下

一御借米六百五拾石四斗式升壹合

内四百壹石三斗八升九合 徳兵衛触分下二借

同式百四拾九石三升式合 四郎左衛門触分下二借

右之通六月廿日二本証文二仕指上申候。

六月廿日

一去冬御郡へ被仰付候式歩懸り米之内、太田村九郎右衛門分六斗八合、本浦留村久左衛門分壹斗六升、右之兩人去冬絶人ニ付御断申上候へハ、此度在借米ノ内ニて御引被下候。

一流山御入用米、残り壹石五斗四升八合残り申候、御窺申上御借米内入負申候。

六月廿二日松井番右衛門様より御書

一村々夜番人御免被遊候、村々へ申渡候。

廿二日梶浦五郎兵衛様より御書

一舟御運上銀、浦留よりくがミ迄、去卯年分いまだ払不申由、急度払わせ候様ニ被仰付候。

六月廿日二

一御用場水(在御用場)なわ(細)ニ成り申由、獵場之魚(釣)つり古繩三百尋程納指越候様、安田多源次様より被仰付候。

一三匁分五り 古(細)なわ(細)式わ田後より参候

一式匁五分 あ(細)じろ(細)より式わ

一壹匁六分(細)之由 大羽尾 内三百尋、六月廿八日二源蔵二言伝、安田多源次殿ニ相渡し申候

源次殿ニ相渡し申候

代三匁五分七月三日二私請取

申候、尤手形指上申候

六月廿五日使当村半四郎

一海そうめん払付申候、式斗四升二払申候。

一田後村仁左衛門より細川安二郎取次ニて、去ル(宝永六年)丑ノ暮ニ銀子五百三十式匁借用、尤舟・家屋敷不残売切二証文仕申所二少も払不申、(享保元年)田後・浦留ノ庄(庄)や共扱申候へ共埒明不申、仁左衛門わがま(我儘)、計申、辰(正徳元年)ノ春此方ニ断申

二付、四郎左衛門兩人共二打寄詮儀ノ上ニ而申付候へ共、仁左衛門請不申(故)ゆへ、六月廿日二安二郎口上書上、溝口軍右衛門様懸り切申候、急度仁左衛門手前(庄)之舟・家屋敷安二郎ニ相渡申様ニ被仰付候、本浦留庄(庄)や久右衛門ニ其通申渡候。

六月廿八日

一人帳・奉公人帳奥判いたし遣申候。

七月朔日

一三十八匁四分龍岩寺より預り置申候、元(利)り四十二匁式分四(厘)り暮ニ取立申候。

七月朔日

○一七月三日ニ鳥取へ出申候、御帰りニ仕候式人。

七月三日私持参申候

一九十八匁五分中嶋喜平次殿ニ御用ニ立申候。

同日

一五拾目福松屋喜兵衛二宿賃ニ相渡置申候、十二月二惣(算用)さん用可致と存候。

七月朔日幸助様より御書

同日

一遊(前主御請願)姫君様、六月廿三日ニ御逝去被為遊、依之七月十二日迄諸事穩便ニ仕候様ニ被仰付候、尤御懸り普請も一兩日ハ差止申様ニ被仰付候。

同日御同人様より

一鹿野橋樋(蓋)ノふた石、細川ひづ(蓋)ノ谷ニ而差出申由、依之石切長二郎被仰付参候間、宿申付候様ニ被仰下候、ぞ(雜事)うし・御用宿払ハ宿と石屋と相對ニ仕候様ニ被仰付候。

七月十日

一八十匁(陸上)七分(陸上)くがミ太一郎より酒運上ニ請取置申候。

七月十二日

一三百目 御手形戻り済

右ハ池田善助様より蔵見米払わせ可申旨請合、判形いたし候、前之通二判形仕候へ共、文言悪敷由ニて、又七月廿八日ニ此通ノ証文二判仕候、又其儀二後ノ証文二不及、前ノ証文ニ而相済申由ニ而、後二判いたし候ハ戻り

儀二後ノ証文二不及、前ノ証文ニ而相済申由ニ而、後二判いたし候ハ戻り

儀二後ノ証文二不及、前ノ証文ニ而相済申由ニ而、後二判いたし候ハ戻り

儀二後ノ証文二不及、前ノ証文ニ而相済申由ニ而、後二判いたし候ハ戻り

儀二後ノ証文二不及、前ノ証文ニ而相済申由ニ而、後二判いたし候ハ戻り

儀二後ノ証文二不及、前ノ証文ニ而相済申由ニ而、後二判いたし候ハ戻り

儀二後ノ証文二不及、前ノ証文ニ而相済申由ニ而、後二判いたし候ハ戻り

儀二後ノ証文二不及、前ノ証文ニ而相済申由ニ而、後二判いたし候ハ戻り

申候。

酒作り申覚

一 三十石四百五十目 鹿野や仁右衛門
一 十石百五十拾目 花や勘兵衛

一 廿石三百目 山田や半六
一 五石七十五目 竹田屋多一郎

卯ノ暮より作り申候、新酒屋
御運上ハ卯暮請ケ込ノ分、
辰ノ年中ニ度ニ払付申候御
約束。

米合六十五匁
合九百七拾五匁

内四百八十七匁五分 七月十日ニ払付申候、佐藤多賀平様請取手形有

上構分

くりや

同湯村

一 廿石三百目 源蔵

一 七十五匁 忠蔵

同 池谷大坂屋

一 四十石六百目 茂右衛門

一 一百目 七兵衛

卯ノ年より作り申候暮より

合老貫七十五匁

内五百三十七匁五分、辰元(正徳二年)弘四郎左衛門より払被申候

一 七月十一日千之助鳥取ニ遣し、宿ニ而昼たべ帰申候。

御伊勢参宮人書上

一 湯山村儀左衛門・七郎右衛門・甚兵衛・加兵衛・惣左衛門・勘左衛門六人

○ 一 田後内村(マ)二郎右衛門・清二郎(マ)三人

一 久志羅村吉三郎・喜兵衛・久三郎三人

一 八重原村源右衛門・八十郎三人

一 海土村半六・徳右衛門・茂平二・平兵衛四人

一 矢谷村儀兵衛・藤四郎三人

一 左近村忠左衛門・平四郎・七郎兵衛・甚太郎以上四人

一 蔵見村吉兵衛・勘左衛門以上三人

一 中村宜兵衛・勘左衛門以上三人

一 浜大谷村伝右衛門・助二郎・彦三郎・源三郎・とく以上五人

一 栗谷村藤助・駒之丞・さん以上三人

一 岩本村喜兵衛・長九郎・左平次・むめ・おと・きく以上六人

○ 一 町浦留村与介・市三郎・与兵衛以上三人

○ 一 陸上村茂兵衛・佐兵衛・たね・おと・はつ以上五人

まつ・せん兩人庄屋へハ断ニ申由

此者源蔵帳ニ無之候、此方ニハ不存候

一 相谷とく

○ 一 牧谷村太右衛門・分七・次三郎三人

一 細川村幾右衛門・忠二郎・吉郎兵衛・梶・重五郎・善二郎・善四郎・半右衛門以上八人

一 岩本村彦右衛門・庄右衛門母式人、源蔵より申参候、ぬ(抜)けニ申候

一 岩本村彦右衛門・庄右衛門母式人、源蔵より申参候、ぬ(抜)けニ申候

一 四人と源蔵より書上被申候

合六十

七月十三日左近甚右衛門より参候

一 十三匁一分、上山兵左衛門様より塩四俵送候様ニ頼被下候、同十五日ニ

くが(陸上)ミ半左衛門子半九郎ニ相渡し、庄(庄)や次介(出)用ニ遣申候。

七月十七日軍右衛門様より御書

一 鶏之尾 丸尾四千本 急御用之由被仰付候

引尾六百本

右之内半分ツ、四郎左衛門方ニも出候様ニと申遣候、

×テ 丸尾式千本 下構

引尾三百本

内 丸八百本 安二郎組

引百本

丸七百本久左衛門組

引百本

七月十七日軍右衛門様より御書

一 鶉御用ニ付、渡世鉄炮打申者ニ申付、打せ候様ニ被仰付候。

同日御同人様

一御借米判形見届二一兩日中二、御下役様御出□□^(虫想)被仰下候、尤早稲二付念
二入町反御銀書上ケ申様二と被仰付候。

鶏ノ尾請取申覚

一引尾十五本南田 引三十七本蔵見 六十本栗谷
六十七本・五十本南田二口有

一丸尾千式百本 七月廿七日使湯村与八郎二指上申候。

一引尾三百本

メテ丸尾八百本私触下ノ分不足也。

御勘定所・御裏判所・在御用場御休日

一朔日・七日・十二日・十七日・廿一日・廿五日

右之通不急御用ハ除し申様二被仰付候、七月廿四日御書参候、軍右衛門様より。

一七十日^(網代)あじろ与一兵衛より米ノ代ニ請取申候。

一七月廿六日、使七三郎遣、請合帰り申候。

一三番^(早徳)わせ壺畝廿歩、浜大谷村夫右衛門作り、四郎左衛門方ノ帳ニ壺所ニ書

上申候、九月廿七日限ニて書上申由、四郎左衛門より被申越候。

七月廿九日溝口様より御書

一造酒^(池田仲央)正様御膳米寅^(宝永七)ノ暮ニ預り申分、急ニ払候様二被仰付候、払申書付、先

二御請文も有之申候。

八月六日軍右衛門様・番右衛門様より御書

一平帳少し遅ク御出被遊、直り差紙不参候様二被遊可被下由被仰下候、其内

遅ク出し候間、作廻悪敷二候ハ、去年通ニ御出被遊可被下由被仰付候。

同日

軍右衛門様より御書

一浜大谷御役人渋谷六蔵様御取過有之ニ付、未御評儀埒明不申候間、先米払

候儀差留置、御役人様より米払候様二と被仰下候ハ、早速御窺申上ケ候

様二と可被仰付候。

其後、弥渋谷様御取過有之ニ付而、給所被召上、御蔵米ニ而被遣候ニ付、

清帳も直し候様被仰下候、七月八日二番右衛門様より被仰付候。

松井番右衛門様より御書七月八日

一塩川七郎兵衛様御死去ニ付、当物成御渡被成候儀、いまだ御評儀相濟不申
間、先米払候儀差留置候様二被仰付候。

八月十一日

一牧谷村之傍示之内、日野谷ノ奥ニ灌有之候、灌之上ニ先年殊外繁昌被成由

ニて、寺屋敷、又ハ井土^(井戸)・五輪杯大分ニ有之候、然ル所ニ、七月末ノ頃よ

リ近辺ノ者共与風参詣罷出シ、八月五日・六日ノ頃ニ、十日頃ニハ他郡・

他国より余程之参詣有之候、依之八月十一日二牧谷庄や衆、御郡様へ御注

進申上候。

一繩式束^(他)壺わ 白田安左衛門様御請取手形

当郡より普請御用ニ出又

一御普請御奉行白田安左衛門様、此度米子御蔵奉行被為仰付候、其代り二野

口佐五左衛門様御越被成候、

七月晦日ニ御越被成候御下奉行 仁兵衛

八月十三日

内畑高壺石五斗

一高百石 浜大谷村 三沢伊右衛門様

物成三十式石

内畑高壺石

一高廿七石七斗八合 岩常村 御同人様

物成十式石五斗

内畑高式石

一高七十石 蒲生村 毛利六郎左衛門様

物成三十六石四斗

右、京・大坂定詰御免被為遊、右之高地方ニ御戻し被遊候ニ付、御給所帳

二書入、御蔵帳^(是)たし申様被仰付候。

八月十^(欠掛)日 内畑高五石三斗四升

一大橋^(欠掛)□□門様 高六十式石三斗壺合 外村

物成三拾五石 内畑高七石

一宮崎六郎左衛門様 高七十壺石九斗八升壺合 印^(他)内村

物成三十式石三斗

右ハ跡目御減シ、此度被遣候高之由、物成ニ付委細書付指上候様二被仰付

候。
正徳式辰年

□^(欠損)月廿日

一 浜大谷村水御奉行鶴殿和泉様御預り御鉄炮六兵衛と申仁、五月八日より八月廿日切二相勤被申、手形出申候。